

平成28年度第9回（第36回）3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会会議録

○日 時 平成28年12月10日（土）午後6時30分～9時40分

○場 所 東大和市桜が丘市民センター 集会室

○委 員

（1）自治会・マンション管理組合等 以下のとおり（15名）

| 自治会・管理組合名 | 代表者 | 専任者 |
|-------------------------|-----------|----------|
| プラウド地区自治会 | 江尻征太郎(代理) | 増田享志(代理) |
| 栄一丁目自治会 | — | 町田雄治 |
| 栄二丁目自治会 | — | — |
| 栄三丁目自治会 | — | 岡田正嗣 |
| 末広二丁目親交会 | — | — |
| 新海道自治会 | 関村武光 | — |
| 日神パレステージ東大和桜が丘管理組合 | — | 後藤隆康 |
| グランドステイツ玉川上水管理組合 | — | 深澤正郎 |
| クロスフォート玉川上水管理組合 | — | 山崎武 |
| グランドメゾン玉川上水ウエストスクエア管理組合 | 坂本長生 | — |
| グランドメゾン玉川上水センタースクエア管理組合 | 高木文枝(代理) | 森口恵美子 |
| グランドメゾン玉川上水イーストスクエア管理組合 | — | 小川昌平 |
| グランドメゾン玉川上水ノーススクエア管理組合 | 邑上良一 | 中原禎子 |
| グランドスイート玉川上水管理組合 | — | 斉藤理憲 |

（2）3市・衛生組合 以下のとおり

| 区 分 | 出 席 者 | |
|--------------|----------------|----------|
| 組 織 市 | 小 平 市 | 白倉資源循環課長 |
| | 東 大 和 市 | 松本ごみ対策課長 |
| | 武蔵村山市 | 有山ごみ対策課長 |
| 小平・村山・大和衛生組合 | 伊藤計画課長・片山事務局参事 | |

○事務局

| | |
|--------------|-----------------|
| 小平・村山・大和衛生組合 | 里見計画課主査・小島計画課主任 |
|--------------|-----------------|

○出席者

| 区 分 | 出 席 者 | |
|--------------|---------|---------------|
| 組 織 市 | 小 平 市 | 岡村環境部長 |
| | 東 大 和 市 | 田口環境部長 |
| | 武蔵村山市 | 佐野協働推進部環境担当部長 |
| 小平・村山・大和衛生組合 | 村上事務局長 | |

〈会議内容〉

【邑上会長】

……皆さん、こんばんは。ちょっと開始時刻過ぎてしまい、申しわけありません。今からですね、本日の連絡協議会始めたいと思います。えーとですね、まず最初にですね、事務局のほうからですね、皆さんにお配りしてる資料について、えー、説明と確認をしていきます。

【伊藤課長】

はい、えー、改めましてこんばんは。はい、えーと、皆様の席上にですね、まあ、置かしていただきます、まあ、資料の確認のほう、先、一番最初させていただきたいと思います。

えー、まず、まあ、1点目がですね、まあ、本日の次第というような形になります。まあ、配付資料としましてはこちらの下の記載のとおりなんですが、えー、1点目としまして、えーと、A4横の、えーと、スケジュールですね。整備事業スケジュール。と、続きまして、えーと、またA4横なんですが、えーと、確認事項確認表。一応タイトルが、あの一、次第のほうでは、おそらく懸案事項確認表というような書き方させていただいております。あと、続きましてですね、えーと、ホチキスどめになっております、(仮称)3市共同資源物処理施設の仕様の概要、4ページですね、全部で。と、えー、続きまして、えー、4点目が、えーと、(仮称)3市共同資源物処理施設整備費の、えーと、補正予算についてという、こちら、えー、ホチキスどめの4ページ物。あとですね、えー、新ごみ焼却施設に係る懇談会について(案)ということで、A4のこちら、また横のもの。あとですね、えーと、すいません、次第のほうに、えーと、記載はないんですが、森口さんのほうから依頼がありました、えーと、20……、平成25年の1月25日の時点でということでの3市共同資源化事業に関する基本事項、まあ、確認書についてという形、こちら、ホチキスどめになっております。えーと、本日こちらのほうを、えーと、配付させていただいております。

【森口専任者】

こちらの資料についてですけど、ホームページに、えーと、アップしていただけますね。

【邑上会長】

すいません、マイクを使って。マイクを使ってしゃべっていただけますか？

【森口専任者】

はい。森口です。えーと、今、私のほうからお願いした資料を皆さんに配っていただいて、ありがとうございます。ここで配付されたものですので、えーと、組合ホームページのほうにはアップしていただけるということでよろしいでしょうか。

【伊藤課長】

えーと、そうですね、こちらのほうの、えーと、今、森口さんから提出された、えー、この文書なんですけど、まあ、こちらは情報公開によって出されてる文書でございます。で、実はホームページのほうに、えーと、もう1つですね、確認書ということで載っているものがあるんですが、そちらのほうは、えーと、これより、まあ、後というんですかね、えーと、25年の11月、11月29日にですね、えーと、まあ、そちら、11月29日のほうも、えーと、3市共同資源化事業に関する確認書という形で、こちらのほう今アップしてるような状況です。ですので、その前のものということで、特に我々、今、ホームページのほうには載せてないという状況なんですけど……。

【森口専任者】

えーと、経緯として、同じ部分に載ってるのであれば、その、25年のが載ってる前に今までの出した合意書を全部載せられないのであるから、私が情報公開請求したものをわざわざ提出しております。それがここで使った資料として、えーと、きょうの協議会の分としてアップされないのであるならば、今までの経緯を全部、あの、理事者合意に関してのものは、ちゃんと組合ホームページで載せるのが普通だと思います。前のがあって、一番新しいのが載ってるから載らないなんていうばかなことは、えーと、皆さん、ありませんよね。

【小川専任者】

そうですよ。

【森口専任者】

そういうことを平気を通して、で、情報公開を皆さんにしていくって言うてくあなた方はおかしいですし。アップしていただけますか。

【小川専任者】

不都合なことは載せないの？

【伊藤課長】

いや、不都合ということではないですね。あの一、情報……。

【伊藤課長】

ええ、情報公開でこちらで出している資料でもありますので、不都合ということではないですね。ただ、まあ、その後に、また確認書ということで11月で交わされてるものがあるので、そちらをアップしてるという状況です。

【森口専任者】

えーと、私たちの考え方、私の考え方としては、えーと、今までの経緯は今までの経緯全部、

例えば、えーと、連絡協議会はきょうのがあったから前のもん載らないということはないですよ。そういう上に成り立っているわけですよ。どうして理事者合意だけ、一番前の、あの一、今まで経緯を抹消して、一番新しいものだけ載せればいいのかとわかんないし、一番新しいものについても、去年の、えー、今載ってるとおっしゃるのは、えーと、25年の11月ですか、それ以降にも理事者合意1回あったんじゃないですか。ありませんか。その後はないですか。そうやって新たに出たものに関して次々に、あの一、例えば、えーと、この連絡協議会のものであれば、基本構想案、その次に実施計画案、実施計画が出たからといって基本構想のものが消えてるわけじゃないですよ。そういう経緯の上に成り立ってるものなのに、どうして理事者合意だけが1つ載ってるからいいっていう議論になるのかわかんないですし、そういう変なことをおっしゃってるので、この協議会の中でも何回も出てくる、えーと、合意文書ですので、皆さんが、会議録を読んでもらえる市民の皆さんが必要な資料だろうと思うので、私はアップしてくださるよう、ここに配付することと、えー、アップをお願いすることとして送りました。えーと、このことについて、えーと、協議会の方としては、私の言ってることは変だと思いますか。意見があったらお願いします。

お願いします。載つけるの当たり前だと思う方は言ってください。

【松本ごみ対策課長】

えーと、理事者間で合意したこの25年文書、これ、まあ、組合のホームページには載ってなくても、ネット上では載ってるんですよ。なので、そこについては今さら載せる、載せないの議論にはもう値しないと思うので、あの、別に載せてもいいと思うんですけど、ただ……。

【森口専任者】

では、載せてください。

【松本ごみ対策課長】

でね、ただ、載せ方として、きょうのこの、えーと、12月のこの協議会で配りましたっていう載せ方をするのか、きちんとそこは組合ホームページの中でそこについては見やすいようにわかりやすいようにね、こういう合意をしてるっていうところだけを、えー、抜いて、えー、載せたほうがいいのか、そこだけちょっと確認。

【森口専任者】

はい。わかりやすいところをカットだけして載せるんじゃなくて、全文で載せるべきでしょう、当然。

【松本ごみ対策課長】

違う違う違う。私が言いたいのはそうじゃなくて、載せんのは全てを載せるんですけど、要

するに、何でこの28年10月の協議会の資料の附属物として上げるのかっていうふうに後々なるから、このところで載せるのではなくて、同じ載せるんだったら、11月の前にこういうのがありましたよっていうところで整理をしてから掲載するほうがいいんじゃないんですかっていうことなんですけど。

【森口専任者】

えーと、それは組合のホームページの今までの理事者合意っていうところの欄に全部今までの合意書を載せてくれるっていうことでよろしいですか。

【松本ごみ対策課長】

だから、そういう整理をしないと、ホームページを見る他の方が、何でこの協議会の資料の中の附属物で出てくるのってなっちゃうから、そこんところという。

【森口専任者】

そうしましたらば、えーと、えー、何でしたっけ、邑上会長のアンケートのときにも、※印がついて説明書きがついてましたね。そういうことで、森口から、今までここで出ている資料がアップされていないので提出されたものって書いてくださって結構です。情報公開のものを載せまస్తుっていうふうに下に注意書きしてくださって結構です。

【松本ごみ対策課長】

じゃあ、それは皆さんもそういう掲載の仕方でもいいですか。ここで初めてこうやって出ますっていう注釈つきで掲載するってことでよろしいですか。

【森口専任者】

はい。今まで、あの、アップしなかったからっていう……。

【松本ごみ対策課長】

違う違う、違う違う、私が聞いているのは森口さんに聞いているんじゃないでなくて、森口さんの意図はわかったんで、いや、ほかの人たちも、じゃあ、載せろということであれば、載せ方については聞いただけなので、載せないわけではなくて、載せるに当たっては、今森口さんからあった話のような載せ方ということでもよろしいですか。

【山崎専任者】

クロスフォートの山崎です。あの、載せるってことは今一旦決まったっていうことでいいですかね。まあ、どういう形で載せるかは別として。

【山崎専任者】

聞いてくださいよ。

【松本ごみ対策課長】

ごめんなさい。

【田口部長】

ごめんなさい。すみません。

【山崎専任者】

載せるっていうことは決まったということですよね。まあ、載せる方法は別。

【松本ごみ対策課長】

まあ、要するに、もう、だって、組合のホームページじゃなくても、ネット検索すれば出るものをね、今さら載せないっていうばかな話はないと。

【森口専任者】

ネット検索出ませんよ。

【山崎専任者】

ネット検索って出ます？

【松本ごみ対策課長】

たしかね……。

【山崎専任者】

いろんなブログだとか何かだと出てくる可能性ありますけども、ただ……。

【松本ごみ対策課長】

で、その中で……。

【山崎専任者】

ただ、それはかなり関心を持って調べた人じゃないと見ないと思うんですよ。で、組合のホームページっていうのは、少なくとも今までの、その、3市共同だとか、それ以外の焼却炉だとか、そういった情報がずっと今までの経緯だとか載ってるわけじゃないですか。そういう意味ではやはり載せるべきだろうなとは思いますが。

【松本ごみ対策課長】

だから……。

【山崎専任者】

掲載方法はお任せしますが、少なくとも載せるときは、newって書いてありますね。最近のホームページ見ると、新しく載せたものに関してはnewって書いてあるじゃない？ それは絶対載っけてもらいたいなと思います。

【松本ごみ対策課長】

じゃ、そしたらそれは、あの、ちょっと終わった後に、掲載方法だけは、ちょっと組合と調整という形でお願いいたします。

【森口専任者】

ここを出され、資料配付されたものは、載っているもの、載るものだと思っているのに、組合とどういう調整をするのかわからないのと、今までの経緯でいうと、えーと、たしか、載せてくださいという陳情を、えーと、どなたか出したと思うんですけど。

出した？

【山崎専任者】

ええ。

【森口専任者】

今、私がホームページに上げてくださいますと言ってる合意書を組合のホームページにアップしてくださいって陳情書か何か出しましたっけ。

【山崎専任者】

はい。

【森口専任者】

はい、出した方がここにいます。そのときのつまらない、あの一、あれが、ホームページの容量が足りないとか、あの一、な一に、今言ったように、新しいものを載つけたからいいってことで、陳情は採決されませんでした。こんなおかしいことはないってなので私は今頼んでるわけで、普通にホームページのほうとして扱って載せてくれるもんじゃないと思ってるので、あの、こういう手段で出させていただきましたので、あの一、※印つけてくださって結構なんで、えーと、陳情でも、えーと、出されたときにも否決されてますし、えーと、ここを出されてるものが組合は載せる意思がごさないようなので、あの一、協議会のほうで情報公開として森口が資料請求したものを載せますっていうことで書いていただいて十分結構です。

【山崎専任者】

あの、何か昔の話になっちゃうんですけども、私もここでこの例の資料、資料要求したことあるんです。で、実は同じものがこの協議会の中で配付されました。で、私、そのとき気がつかなくて、森口さんみたく、これをアップするようになっていうところまで気がつかなくて、まあ、「配付されて皆さんに届いたんですね。ありがとうございます」って言った覚えはある。で、今回森口さんが配付したんだから、アップするんだよねということで、まあ、アップしてくれる事になったんで、一番いい形になったのかなと思います。以上です。

【小川専任者】

えー、グランドメゾンイーストスクエアの小川です。えーと、一言。アップしてください。あの一、松本さんが言ってるのはわからないわけじゃないんですけども、もう、それを何でアップをできないのか、それが不思議です。だから、あの一、それをね、あの、組合さん、だけど、組合さんには相談してるんですけども、あの一、ここで協議会でね、真摯に話してるんですから、ちゃんと情報公開で開示されたものが、じゃ、掲載の仕方を考えてくださいっちな話なんですけども、うー、それは情報公開の、うー、森口さん、委員から、あー、情報開示あつてこういうもん出てきましたのでアップいたしますと、それで添付してもいいじゃないですか。要は、これをそちらのホームページに載せてくださいってことですから。今まで抜けてましたからね。だから、何を、その、ちゅうちょするのが私はおかしいと思います。

【松本ごみ対策課長】

じゃあ、事実論で載せましょうということですよ。

【小川専任者】

うん？

【松本ごみ対策課長】

事実論で載せましょうと。

【小川専任者】

事実論って？ 事実論ってどういうことですか。

【松本ごみ対策課長】

うん、だから、請求があつて、それで出しましたっていう……。

【小川専任者】

ああ、そうそう、それでいい。

【松本ごみ対策課長】

事実で載せるってことですよ。

【小川専任者】

うん。

【邑上会長】

すいません、邑上です。ちょっとですね、えー、過去の資料きょうたまたま持ってきてるんでお話ししたいんですけど、えー、平成26年度の第2回、累計でいうと第4回らしいんですけど、平成26年6月7日のときに、えー、その前のときの、えー、質問の中に、えー、この基本事項の確認書を配付してほしいというのが、多分これが森口さんですかね。あ、山崎さんか。その

ときに、配付しますっていうふうにして配付されてるので、このファイルに入ってます。なので、その26年の6月7日に少なくともこの場で委員には配られているので、本来はそのときの資料にないのがおかしいと思います。で、今見ると載ってないので、えー……。

【山崎専任者】

言い忘れちゃった。

【邑上会長】

えー、そこに載せるっていうことと、その下のほうに、基本事項の確認書の部分があるので、そこに、まあ、2つ載るっていうのがほんとはいいのかなと。まあ、きょう、今回請求してるからそこで載せるのもいいんですけど、少なくとも前回、あ、前回って26年のときと、その下の部分で載せるのが本来は正しい載せ方かなとは思いますが。その細かいことはちょっと後で検討していただくとして、あの一、私としては、その、確認書が載ってるところに、その20……、まあ、2個あるので2つちゃんと載せて、まあ、説明があつていいと思うんですけど、載せていくのと、第4回とかに載せるっていうのが本来はいいのかなとは思いますが。まあ、ちょっと後で検討するというので、載せるのは載せるっていうことでお話ししていただけたので、それでよいかかなとは思いますが。

で、この話はこの話なんですけど、ちょっとアンケートの話がちょこっとあったので。アンケートに関しては、えーと、ちょっとその辺また確認しなきゃいけないんですけど、※印の部分で、あ、ちょっと注記っぽく載ってるんですけど、この部分はですね、違う、私が出したですね、文章載せてくださいっていう話はしてたんですが、ちょっと載ってません。なので、この話はまた後で、えーと、事務局側としますけれども、えーと、それによってここはちょっと修正させてもらうかなと思ってます。はい。

じゃですね、スケジュールの話をしていただく前に、前回の宿題というかですね、あの一、検討していただいている事項についてお話ししていただけるということなので、まず事務局にお願いします。

【伊藤課長】

はい、えー、すいません。えーと、今の、まあ、ホームページも絡むんですが、まあ、会議録に関してということで、まあ、あ、前回の板書でも結構、岡田さんがこう、線を引いて書いていただいたんですが、えー、もう一度改めて、えーと、お話をさせていただければと思っております。

まあ、基本的には、まあ、10日スパンっていう形で考えていただければと思っております。というのは、まあ、1カ月を30日としてということで、まあ、協議会が終わりました。で、次

の10日間で業者さんへ、まあ、あの一、まあ、テープ起こしをお願いする。で、その10日後に組合のほうに、えーと、まあ、来ますので、それを10日間で校正させていただいて、それを10日間で皆様、委員さんのほうに、えーと、また確認をしていただく。まあ、そうすると、おそらく、まあ、逆算してくと、次の協議会のまた10日前、まあ、前回の話があったと思うんですけど、10日前に皆様のほうにまず確認の、その、会議録が行くというような形に、えーと、なると考えています。

で、あとはですね、その、協議会、きょうもですね、前回の会議録、もう、えーと、前回お約束したように、まあ、10日です、まあ、皆様のほうに渡していますので、そちらでまた、えー、訂正等何かあればまた事務局のほうに言っていただければという。こういうような確認をして、また10日後までにはホームページにアップをしていくというような形で、まあ、10日スパンということですね。ただ、そうはいつでも、協議会から協議会までが、まあ、30日に足りないときもありますし、今回、えーと、まあ、年末年始ですね、ちょうど、まあ、当たってしまふとかっていうところもあるので、まあ、多少のこう、ずれというところは、あの一、そこはですね、まあ、皆さんご了承いただいとるところで、まあ、基本的には10日スパンで、えーと、物事を進めていきたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

【森口専任者】

はい、質問。えーと、最初の10日スパンのところの依頼をするっていう部分では、えーと、協議会が終わったときにすぐ依頼をするってことですか。

【伊藤課長】

いや、まあ、うん、すぐっていうのは、やっぱり、あの、土曜日で今回、まあ、協議会やってくるんですけど、日曜日、月曜日に依頼をするという形。

【森口専任者】

月曜日に出す？

【伊藤課長】

ちょっとそこで、まあ、時間が少しあれなんですけど、基本的にはそういう10日で区切って区切って、こう動いていきたいということです。

【森口専任者】

それで、きょう私のところに、えーと、15時ぐらいになってですけど、えーと、訂正の、あの一、えーと、訂正の確認のメールが入りました。で、これを私がすぐ返信しないと、えーと、今度ホームページにアップするのがおくれるわけですよ。

【伊藤課長】

ま、基本的に、だから、そうです、まあ、きょうであったり、あとは、まあ、そう、週明け、だから、その、次の10日までに、までについていうか、そこまでに、あの一、情報というかね、訂正のところをおっしゃっていただくとかっていうところであれば、まあ、修正がきくのかなと思っています。

【森口専任者】

わかりました。えーと、山崎さんが訂正出したのいつでしたっけ。

【山崎専任者】

水曜日。

【森口専任者】

水曜日。で、私のところに、その、山崎さんの訂正した分が私のところにかかったので、私に、それが合ってますかっていうことがきょうで、金曜日だから、まあまあか。で、私が2日ぐらいで、あの、自分のところを聞き直して訂正すればいいんですね。わかりました、はい。

【伊藤課長】

すいません、その辺もご協力いただければと思っております。

【森口専任者】

はい。

【伊藤課長】

じゃ、よろしいでしょうか。

【山崎専任者】

いいですか。会議録の確認の件なんですけども、前回の協議会で、えー、第30回から多くなっちゃったよっていう話をしました。それで、前回のやつは、一番確認した最後のやつが18件、で、いろいろ対策をとって三、四件には、まあ、以前のね、三、四件にはおさまらさうっていうようなお話をいただいたんですが、今回私が確認した中で全てが間違っているとすると、27件なんです。18件で多いねって言ってたところに対して27件。どうなってんですかね。正直、私も何も、こう何か文句言ったり、メールでね、27件出たよって何か文句書こうかなと思ったけど、そんな気力もなくなっちゃうぐらい間違いが多いですよ。どういう対策やってるんですかね。だって、それやったら、どんどんどんふえちゃいますよ。業者、やっぱり何か言わないとだめですよ。お金払ってるんですから。それも市民の税金ですからね。あなたが払ってるわけじゃないんだから。自分で払ったら、きっとね、言いますよ。「こんなじゃだめだよ。あなた、かわってもらいかもわかんないよ」ぐらい言うと思うんですよ。

で、それだけ間違えると、確認するほうだって、その、組合のほうでも10日間かけて確認してるわけでしょう。それだってすごい負荷かかるじゃないですか。もちろん私だって見てるとき、2時間半から3時間ぐらいの録音聞くのだって、間違いが多ければ、その倍ぐらい聞いてなくちゃいけないわけですよ、行ったり来たり行ったり来たりしながらね。だから、やっぱり対策立ててくださいよ。で、来月は、ほんとに、まあ、5件以下とかね、以前の状態に戻るような対策をとってくれませんか。いいですか、それ。約束、お願いできますか？

【伊藤課長】

ちょっと、あの一、うん、まあ、対策はとりたいと思ってるんですが……。

【山崎専任者】

いや、前回はそういう話したじゃないですか。

【伊藤課長】

ただ、今回、すいません、こういう形で、あの、声がかかなりかぶってたってところが正直あるんです。僕も何回も聞き直して、やっぱりこう聞こえるねとか、ああ、でも、まあ、おっしゃるとおりだなっていうふうに聞こえるところもありますので、かぶってしまうと、どうしてもやっぱりわかりづらいついていうのは正直あるんですよ。なので、まあ、申しわけないですけど、まあ、皆さんにも、こう、確認をしていただいて、それで修正をかけて、きちっとした、こう、会議録にしてくというようなところで、まあ、お願いしたいなとは思っているんですが。

【山崎専任者】

まあ、そちらのICレコーダーの録音状態ってよくわかんないんで、もしできればね、その録音したやつを、まあ、何人かでもいいですから知らせてくれないですかね。必要だったら、私、録音したやつを知らせますんで。聞いてみたいんですよ、どんな録音状態なのか。それがね、30回より以前はそんなになかったんですよ。で、ずっとね、多い状態が続いてるんだったら、それはわかるんですよ。でも、急に30回から、第30回からふえてるっていうことは、何かあんだろうという気はするんですよ。だから、録音したやつを、まあ、ネットで、あの、こちらで受け取りますんで、そういう方法を使えば、お互いの録音状態を確認できるんじゃないですか。まあ、後でそれ、もしやるんでしたら。まあ、2回聞くの嫌ですけど。

【伊藤課長】

まあ、ちょっとそこはまた、あの一、相談させてください。えー、よろしいでしょうか。

【山崎専任者】

ぜひ対策だけはお願いします。

【邑上会長】

はい、邑上です。ということ、まあ、前回もお話ありましたが、なので、皆さん、マイクを使ってなるべくゆっくりはっきりした声で話すということで少しはよくなるだろうということで、なるべくそういうことでお願いしたいと思います。

【伊藤課長】

はい、ではですね、すいません、えーと、会議録に関しては、まあ、そのようなお話をさせていただきました。

えー、本日の配付資料に沿ってですね、こちら、時間いただいて進めさせていただきたいと思っています。えー、まずですね、スケジュールということで、えー、こちらも前回皆さんからもお話あったとおり、まあ、毎回スケジュールを出して進捗状況を確認してくというような、まあ、お話をいただきました。で、こちら、そうですね、何回かもう、えーと、スケジュールを提示してる、まあ、訂正が入ってというようなところで資料を提示してるんですが、そちらの形と、えーと、まあ、違ってしまってるところあるんですが、これにつきましては、えーと、まあ、基本ベースのですね、実施計画での、まあ、スケジュールに対してどう進んでいるのかというところで、まあ、今後ですね、確認をしていければということで、えーと、この資料をつくらせていただきました。

で、基本的に、その、えー、計画の期間があって、それに対してどうだということで、色分けを、まあ、2段で、ちょっとまあ、見づらい部分はあるとは思いますが、まあ、あの一、当初のスケジュールというところでは白枠で、白抜きっていうんですかね、白枠で、えーと、期間を書かせていただいております。それに対して、まあ、「実施済」というようなところで、えーと、まあ、グレーですかね、濃いグレーというような形で、印刷するとこのような形で、えーと、期間を、えー、記載をさせていただいております。で、もう1つは、まあ、変更後のスケジュールということで、まあ、点線ですかね、まあ、そういうような形で、えーと、スケジュールのほうを、まあ、毎月、まあ、毎回ですかね、確認をさせていただくというところで、えー、こちらの資料を提供させていただいております。

で、今の、まあ、現在のですね、進捗状況というところで、まあ、上の部分で、まあ、表の上のほうですね、まあ、生活環境影響調査に関しては、もうご承知おきのとおりという形で、えー、まあ、期間、まあ、日にち等をですね、入れさせていただいております。で、あと、まあ、6番のところ、まあ、上のですね、6番、都市計画決定ということで、こちら、えーと、11月のところで丸ポチで都市計画決定の依頼という形で、こちらは、えーと、11月の18日付で、えーと、東大和市のほうに、えー、都市計画決定の依頼を行っております。で、その後21日にで

すね、都市計画審議会のほうで、えー、計画のですね、概要の、えー、説明をさせていただいております。

で、ずっと下のほうに行きまして、まあ、後ほどですね、また、あの、ご説明させていただきたいんですが、えー、先日の11月22日に、えー、組合のほうの議会がですね、定例会がありまして、そちらでこの建設に関しての、えー、補正予算のほうを可決いただいております。それに伴いまして、まあ、今後の、まあ、スケジュール的なところが若干入ってきまして、えー、まあ、12月の下旬にですね、業者との、まあ、仮契約、まあ、入札を終えてですね、仮契約を行い、まあ、1月の下旬に、まあ、本契約になるというような形で、こちらは、えーと、12番ですかね、というところで、えーと、まあ、入れさせていただいてるというような状況でございます。

スケジュールに関しては何かありますでしょうか。

【森口専任者】

はい。えーと、提出された、えーと、都市計画決定の申請依頼書が組合から東大和市に行って、今、21日に、えーと、概要の説明、都市計画審議会で概要の説明があったということですが、あの、平成27年の2月の協議会において松本課長のほうの発言で、あの、全文読むと長くなりますので概要だけにしますけれど、えーと、持ってる方は、27年の2月14日の9ページです。

えーと、松本課長の発言で、都市計画課のほうにも最終的に都市計画の市の決定する前段で関係図書の縦覧というのをするわけです。審議会にかけますとなったとき、最終的に都市計画決定をする前段で関係図書を縦覧するわけです。その中でまた利害を有する方の意見が市のほうに上がってくるので、もめるようなことがあるようなものが最初から見えてしまうものを進めるといふわけにはいかないもので、最低限そのところを例えばこの協議会の場だとかである程度詰めさせていただいて、歩み寄りをした上で初めてそういうところの段階に、段階を経るといふ形になっております。

で、私がおそのときの質問に、えーと、ここで私たちにいいか悪いかということをお諮っていただけるということですのでよろしいんですねって確認をしたところ、えーと、松本さんからの回答が、施設により近いところにお住まいの方というのは、どの施設にも建物を新たに設けるとなれば一番影響を受けるわけですから、そのところは現実問題無視できない。その無視ができないというのは、一方では、そういう都市計画決定を要さない事業であったとしても、街づくり条例があるわけですから、街づくり条例の中で地域紛争を回避しましょうねという規定があるわけです。ですから、そういったものを通常真摯に取り組んでいくというところのスタンスはこの事業も同じ、そういう認識でお願いできればと思っておりますということだったことがまず1つで、その辺が

何もされて、ここで協議に諮られてもないのに、都市計画決定の、えーと、依頼が行ったっていうことの不信と、あの一、またね、えーと、25年の12月18日の準備会で、これも松本さんですが、えーと、この場において総意が得られない場合どうしたらいいかという質問に対して、一定の経過報告は必要となり、一定期間をもって合意できない部分も含め、情報提供を皆さんにしていく形となると言ってますけれど、そういうことも今までどこにもここで合意形成されてないものが、どういうものがされてないかっていうことも諮られてませんし、それを市民にしても、えーと、えんとつなり、そういうところの広報にしても、皆さんに情報提供していませんね。

その、そういうことを全部置きっ放しにした上で、えーと、今回の、あの一、都市計画決定の、えーと、手続の申請を東大和市が受け取ったということに関して、えーと、どうなってるのか教えてください。言ったことが何もされていないってということなんですか。

【松本ごみ対策課長】

はい、えーと、今、過去の会議録でお読みになられた部分というのは、都市計画の事務が進んだところでの内容の話だと思うんですよね。で一、今回の11月下旬に、まあ、東大和市が受け取って、えー、11月21日に都市計画審議会があったので、ここで出したというのは、あくまでも、えー、11月18日に依頼があったということと、えー、3市共同資源化事業というのはこういう事業ですという事業概要を都市計画審議会の委員さんに説明しただけのものであって、先ほど森口さんが過去の会議録を読まれたこちらの手続にはまだ入っておりませんし、入るのはこれからになります。

【森口専任者】

では、確認いたします。えーと、そういうのに入る前に、例えばこの協議会なりで煮詰めるということですので、この協議会で賛成しているかどうかということも諮ってくれるということと、それと、準備会でおっしゃってたように、例えば諮って反対が多かった場合は、どういうことが合意に至らないのか、意見が分かれるのかってことを3市市民に公表してくれるっていうことを準備会でおっしゃってるので、そういうこともしてらっしゃらないので、そういうこともしていただけるということでもよろしいですね。

【松本ごみ対策課長】

すいませんが、えーと、賛否を問うということはないですよ。あの一、どういう都市計画事業するのかという原案をつくって、それを、えー、他の全体市民に、えー、縦覧をするという事務が今後入ってくるわけで、えー、そのことについて、賛成ですか、反対ですかという問いかけをするものではまずないです。

それとあと、27年のときの会議録の中で申し上げたのは、その時点で考えますと、都市計画

の、まあ、申請を受けて事務を東大和市が進めるにはまだ少し時間があつた時の話ですので、えー、その間にその辺については、特にこの協議会というのは、えー、当該施設から、まあ、一番近い方が集まっているというのがあるので、えー、その時間の経過の中で事業の内容を一番、えー、特に丁寧に進めていく中で、えー、少しでも事業の必要性のご理解をいただければという趣旨で発言しているものです。

【森口専任者】

えーと、そうおっしゃるなら全文お読みしてもよろしいですか。は？ えーと、そういうふうにはとれない全文があるので、えーと、時間がかかってもお読みしていいというのであれば、全文お読みしますが。

【小川専任者】

確認をしましょう。

【松本ごみ対策課長】

皆さんがいいのであれば、どうぞ。

【森口専任者】

皆さんいいですか。

【小川専任者】

はい、いいですよ。

【森口専任者】

はい、では、行きます、はい。松本課長。要するに、今、私のほうで言ったアセスなり道路計画が一定程度具体的なものには……、具体的にはこの場なら、この場、それでやむなしだねという皆さんのお答えをいただかないと、要するに、組合のほうから、うちの都市計画課のほうにそういう手続をとる申請が来るわけです。そのときにあずかって、それを審議会にかけますとなったときに、当然都市計画課のほうも、最終的に都市計画の市の決定をする前段で関係図書の縦覧というのをやるわけです。関係図書の縦覧をする中で、また利害関係を有する方の意見というのが市のほうに上がってくるわけです。ですから、その段階で最低限、簡単にいうと、もめるようなそういうことがあるようなものが最初から見えてしまうものを進めるというわけにはなかなかそこはいかないというのがあるので。

ただ、最低限そのところを、例えばこの協議会の場とかそういうところである程度詰めさせていただかないと、関係図書の縦覧をするということはほかの地域の方にも全部縦覧をかけるわけですから、そこのところに歩み寄りをした中で初めてそういう段階を経るといふ形になります。ですから、審議会が云々というのも1つにはありますが、当然前段として、関係する図書、要す

るに、桜が丘二丁目122番地先にこういうものをこういう形でつくりますよという図書の縦覧というのがあるわけですから、またそこでも意見を皆さんが述べる機会というのは当然あるわけです。ただ、その段階で意見を述べる場があるといっても、そのところでまた一からもめるような、通常はあまり考えられないわけです。ですから、なるべくそういったことがない段階で手続を進められるようにするというのが通常の見方です。

えーと、森口専任者。東大和市の言うことを信じないわけではないですが、4団体に関しては、今まで自分たちが、これが4団体の考え方ですと言ったものに関しては、私たちが何を言っても話し合う余地があることは、ここだけは聞きましょうという余地の部分はお遊びで残してあっても、もう4団体の考え方ですということに関しては完全に何も曲げておりませんので、今この場で進めて、生活影響調査が出ました、これでいいですねと、今、松本さんのお話だここで諮って、これがよしと言ったならば、それが都市計画として東大和市のほうに縦覧できるようになると言いましたが、ここで諮って皆さんがよしと言うか言わないかに関しては、もうやったのだからそれでいいだろうということで押し切ろうというのが4団体の考え方だと私は最初から思っているのですが、今、松本さんのお話では、ここで私たちにいいか悪いかということは諮っていただけるということによろしいですね。

松本課長。通常どう考えても、やはり一番もともとこの協議会をつくるに当たって、当初は800メートル範囲内というところもあったわけです。そうはいっても、やはり施設により近いところにお住まいの方というのは、どの施設にしても建物を新たに設けるとなれば一番影響を受けるわけですから、そのところは現実問題無視できない。その無視できないというのは、一方ではそういう都市計画決定を要さない事業であったとしても、街づくり条例があるわけですから、街づくり条例の中で地域紛争を回避し……、あ、地域紛争を回避しましょうねという規定があるわけです。ですから、そういったものを通常真摯に取り組んでいくというところのスタンスはこの事業も同じという、そういう認識でお願いできればと思います。

ということだったんで、私は、あの一、当然、都市計画決定の申請がある前には、ここで諮って、えーと、都市計画決定が進むようなことをしてからやる、申請が進められるか、もしくは東大和市が、ここでの協議会で諮ってないものを都市計画決定の申請されても受け取れませんよってお断りすることだと思ったんですよ。そしたら、受け取ったということで、審議会のほうで説明までしたっていうんで、このときのお話と違うでしょっていうことを質問の内容です。

【松本ごみ対策課長】

えーとね、まず最初に、えー、都市計画の決定を衛生組合が申請してきてうちが受け取ってるものというのは、既に、えー、皆さんにも、えー、過去の会議等において配ったものであります

ので、新たなものを作成して、東大和市のほうが受け取ってはおりません。

で、次にですね、えー、何か誤解があるのかなと思ったのが、えー、まあ、関係図書、今後事務を進めていく中で縦覧かけるわけですけれども、あくまでも、えー、具体的にいえばですよ、生活環境影響調査、あとは、えー、3市の車両がどこを通過して、えー、当該施設に入ろうとしてるかっていう交通処理計画、えー、こういったものを出していくわけなので、えー、あくまでも施設をつくることはいかなものかとか、施設建設が反対とか、そういったものを縦覧して意見を聞くものではないんですね。

ですから、あくまでもそここのところというのは、えー、何かちょっと今聞いてて誤解されたのかなというふうには感じてるんですけど、縦覧する図書についての意見を求める。で、その意見に対して見解をお示しするというのが、えー、都市計画の事務でございますので、えー、既に生活環境影響調査については、えー、調査結果を皆さんに、えー、ご説明をさせていただいて、えー、意見もいただいて、見解も衛生組合のほうから示してるというところにあります。

したがって、そういった同じものを、えー、都市計画審議会にも委員さんにお示ししていくわけですから、この私たちがごみ処理事業の中でこういった施設をつくっていくことについてどうのこうのっていうのは、あの一、つくるためにこういうことをやって、こういう影響を地域環境に、えー、与えることがないんですということをお示ししていくものでありますので、えー、あくまでもその辺については、図書についての意見を求めて回答を出すという認識になります。以上です。

【森口専任者】

えーと、もう一度読みます。えーと、図書の縦覧というのがあるわけですから、皆さんの機会を述べるのは当然あるわけです。ただ、その前段階で意見は述べる場があるといっても、そのところで一からもめるような、一からもめるっていうことは、建設の建物そもそも論に対してですよ。もめるようなことは通常ないわけですから、なるべくそういったことないようにということで手続を進めていきたいというふうにおっしゃってるわけです。

で、もしこの文章がそうじゃなかったっていうのは、この文章読んだ人がそういうふうにはとらないと思いますし、で、私は自分のそのときの意見の中で、影響調査が出たからこれでいいですねと。今、松本さんの言う説明だと、影響調査とかそういうものに関して、えーと、詰めていくことだっていうふうにおっしゃって、そういうことの意味を求めたんだとおっしゃってますけれど、私、そのときの質問で、影響調査が出ましたからこれでいいですねっていうことで諮って、それで押し通すんですかっていう質問をしたのに、松本さんは、あの一、施設に一番近いところの人は影響を受けるわけですから、あの一、実質問題として無視できないと。紛争を避けるため

の街づくり条例を、紛争を避けるための、回避しましょうねというのがあるわけですから、あの、真摯に受けとめてやるとおっしゃってることは、あの、一番最初の、一から始めるようなことがないように、一から始めるっていうことは、何で建てるかとかそもそも論からですよ。そういうことのないようにっていうことで私はとったんですけどね。

【松本ごみ対策課長】

いや、あの、すいませんが、建てる、建てないということ、えー、都市計画の事業で別に縦覧するわけではないですよ。要するに、どこの場所にどういうものをつくる、で、そのためにどういうことが起きるのかということ、必要な書類を縦覧する形で皆さんにお示しするので、ですから、その中で、そういうものができることでこういう影響があるとかないとかっていうご意見があれば、それは影響がないように対策を講じなければいけないし、で、影響がないような対策を講じることができなければ、もうその事業はできませんねっていう、そういう意味合いになりますよ。

【森口専任者】

そういうふうにはとれませんし、あの一、えーと、まず私たちに諮ってくれるんですかっていうことで、諮るとおっしゃってるのに、私たちのとこで、じゃ、これで、あの一、えーと、進めていいですねっていうことをこの場で諮られたことは一度もないですよ。

【松本ごみ対策課長】

あの一、すいませんが、ごみ処理施設をつくる、つくらないを皆さんに諮るものではないですよ。結局、その、行政が計画していく中で、その施設をつくったときにどういう周辺環境に影響を及ぼすかという、そっちの視点でのご意見を承るわけですから、おのずと影響が周辺環境に及ばないとすれば、建てても一定程度は問題がないということの判断ができるわけで、ただ、それを建てることでこういう周辺環境に影響が明らかに出るじゃないかということをお示しいただいて、それが本当に出るようであれば、おのずとその事業はできないというふうになるんだと思うんですよ。

【坂本代表者】

すいません。えーと、ウエストスクエアの坂本です。えー、今のお話を聞いてますと、どうも、あの、松本さんは、通常の都市計画法で言う都市計画っていうことの、まあ、いわゆるマスタープランですね、それは5年に1回見直さなければならぬことになってるんですけども、それとごっちゃにしてらっしゃるんじゃないかなと思います。

というのは、あの一、都市計画法では、あの、用途地域、まあ、12の用途地域があるんですけども、その地域、あの、用途地域に区分しなければならない。で、それが果たしていいかと

ということで、あの、ここでマスタープランの説明会があったときも、説明者側のほうが多くて、あの一、わずか三、四名ぐらいしか、あの一、要するに、あの一、住民の方は聞いてなかったんですけれども、基本的にはですね、あの一、そもそも論からいうと、工場もないのに工業地域というのがおかしいんじゃないかと。だから、あなたたちは勉強したのかっていうことで聞いてみたんですけれども、都市計画法も、まあ、都市計画法は当然都市計画課だから勉強しないといけないでしょうけれども、まあ、都市計画法と、あの一、要するに、建築基準法というのはリンクしてるわけなんですよ。だから、そこをごちゃにされると困るんですけれども。

今回出されたですね、11月18日付で東大和市宛てに都市計画決定手続の依頼があったそうですけれども、4団体は合意して進めている。手続として、東大和市の都市計画審議会で審議していただく、また都市計画決定の手続をするということは当然賛成をしていくことが大前提で、都市計画決定の手続をするということは当然賛成をしていくことが大前提であると、まあ、あの、市長が言っていたということですが、それと同じことを今、松本さんおっしゃってましたですよ。

ところが、都市計画審議会は、都市計画法及び地方自治法に基づいて設置されていくことになっており、4団体の下部機関ではありません。で、やっぱり独立性がありますから、法に基づいて、その、都市計画法を調べた者であればですね、理の当然として同意書があつてしかるべき。で、今まで審議会でも同意も合意もされていないということは再三確認してきましたよね。で、この、私も驚いたのは、この都市計画決定手続の依頼というのは、この工業地域であっても、それを建てますというのは、将来紛争が予想されるから、地域住民の同意を得なさい。同意ですよ。と、それを証明するのは何なんですか。

だから、以前2回か3回私、話したと思いますけれども、ほかの、あの、プラスチック処理施設とか聞いてみましたら、全部、住宅地に近いところの施設でも同意書はとっておりますということは申し上げたはずですよ。だから、こういうものをつくるためには、同意書をとらなさいというのが原則なんで。だから、都市計画法の解説を見ても、同意書のない都市計画決定は無効なんです。無効ということは建てられないということ。だから、それを前提に私たちは一生懸命話してきたわけです。こんな、法を破ってまで、法の、要するに、解釈を曲げてまでやるということはおかしいんじゃないでしょうかね。

それで、あの一、前回の記録も見ててもですね、30ページの、片山さんがいみじくもおっしゃってるように、その一、要するに、こう、時間がないから読み上げませんが、そこを、片山さんの返事をよく見てください。えーとですね、あの一、まあ、事業を進めていくようにという指示を受けておりますので、その確認のもとに私どもは動いておりますって、こうはっきり言って

るじゃないですか。だから、同意も合意も得られてないですよっていうのは再三もう何回今まで言ってますか。だから、その後に私から、あの一、すいません、今の意見に対して、完全にここに同意も合意も得られてないっていう事実はご存じですよって念を押して言ってます。これはここだけではないです。過去にも何回も言ってます。これが必要だから話してるわけですよ。

だから、その、きょうたまたま、その、何ですか、あの一、資料いただきました、あの一、3市共同資源化事業に関する基本事項についてというのの一番最後、署名の前の最後の※印のところにも、住民の理解が得られたと判断された後は施設整備事業に着手すると書いてありますよね、※印で最後の最後に。これは、「判断された後は」というのは、勝手に、誰が見てもそう判断されるという証拠はどこもないじゃないですか。判断するということは、同意書がないと判断できないですよ。だから、その一、東大和市の都市計画審議会をばかにしてんですかね。判断しただけで、判断した者がわけのわからない判断しても、それが判断したからっていったら、何でもかんでも通ってしまうじゃないですか。

そのため、このスケジュールをいただいた、要するに、え一、入札ですか、施設工事入札事務、これなどは、判断されたっていうか、同意書も合意書も得られていなくて、その、要するに、都市計画決定もされないのにこういうことをやるっていうのは、これは契約違反じゃないですか。そんなことやっていいんですか。契約違反金を払いますか、これ。依頼出したからちゃんと出せよって言える立場じゃないでしょう。

やっぱり都市計画審議会というのは3層構造になって、国と都道府県と、それから、市町村という3層構造になってきちっと整備されてるわけですよ。それがこんなことでもう初歩的な誤りっていうか、もう幼稚過ぎて話にならないんですね。だから、今おっしゃっていた、森口さんがおっしゃっていたことは、まあ、非常に、あの、優しくおっしゃってたかもしれませんが、法の精神としては、要するに、間違ってるわけです、やることが。こんなことやってたら、もうどこの自治体だってめちゃくちゃになりますよ。紛争が、紛争がどんどん大きくなるんじゃないですかね。

で、ですね、この問題がですね、発覚してもう4年になりますけれども、あの一、その間ですね、私、環境省に10回ほど確認の電話いろいろその段階段階でやってきまして、最後の電話はですね、補助金申請があったときから数カ月後ですが、本省の担当事務官に要望として、自治体から初めてこのような施設の補助金申請があった場合は……、向こうも知ってますからね、この3市共同資源物処理施設、ああ、知ってます、知ってますというふうな話で、もう3回目ぐらいからは、ああ、わかりましたっていうことで話をちゃんと聞いてくれるようになりましたけれども、あの、補助金申請があった場合は、国税の無駄遣いをしないためにも、必ず近隣の、近隣住

民の同意書を添付するように申請書に明記して指導してくださいということを、でない、紛争の火に油を注ぐようなものですからとお願いいたしました。

で、回答としては、内部で稟議するように上司に上げていきますということでしたので、来年度あたりからは、おそらくこの同意書をつけてくださいという、あの、事柄が入ってくると思うんです。同意もないのに、近隣住民の同意もないのにどうしても裁判してくれっていうのと同じですよ。こんなこともわからないでやってるんですか。どこの自治体に聞いたって、こんなことは常識でしょうって言いますよ。もっと勉強してからこういうのは進めてください。以上です。

【松本ごみ対策課長】

えーと、今ちょっと誤解をいただいているので、この1つだけは言っておきますが、今、あの一、同意書・合意書のお話が出ましたが、えー、別にこの事業、合意書・同意書をいただかなければできないっていう、そういう事業にはなっておりません。なぜなら、それをやっていたらごみの処理が滞ってしまいます。したがって、このことについて都や国も、東大和のごみ処理ができなくなったときに責任をとってくれるのであれば、私は同意書も合意書もとれと言うのであればとる必要はあろうかと思いますが、ただ、現実問題、都も国も、東大和のごみ処理については責任はとれません。したがって、この事業をやる上で同意書・合意書っていうのは要しないものになっております。

【坂本代表者】

それ、おどしですか。

【松本ごみ対策課長】

おどしではなくて、誤った情報を今流されてるなと思って聞いていたので、申し上げただけです。

【坂本代表者】

誤ってるって、どこに誤ったというのは、証拠を言ってくださいよ。だから、解釈上はというのは何回も言ってるじゃないですか。あなたが全然そこら辺を間違っ話してるから、今、森口さんが全部読み上げて、あ、間違ってるなと思っただけです。

【森口専任者】

もう、これ、平行線なんで、ちょっとやめておきますけれど、あの一、松本さんは、前に言った発言に対して、私はそういう意味で言ったんじゃないっていうことをよくおっしゃいますけれど、あの一、この事業の最初の説明のほうから、ここに建てるって決まったわけではないんだからっていう説明を私たちは受けました。それで、そのことについて松本さんその後の推進本部会議で、私たちはここに建てる、ここは想定地だっていうふうに決まって建てるって決まったわけじゃ

ないっていうふうに市民に発言してきましたっていうふうに松本さんは、推進本部が、えーと、その辺の推進本部会議ですかね、その、あの一、調整会議かもしれませんが、私たちはそういうふうに説明をしてきたんですということを3市間に説明したんですけれど、そのときに、もう基本構想まで来て今さらはないだろうと押し切られました、東大和市が。

それとあと、市民懇談会に参加するときも、市民懇談会に参加する人を出してくれっていうときに、立地のことについては市民懇談会で話せるから出るって言われて、うちのほうの、えーと、代表が出たんですけれど、実際出てみたら、市民懇談会では立地のことは含まないと。で、結局そのときには、あの、何でもその場しのぎで、あの、市民にいい顔して、えーと、ここには建たないと、ここには建てるって決まったわけじゃないとか、立地のことは、あの一、市民懇談会のほうでやるとかって言うし、住民の理解を得ることを前提にして、えーと、2品目にして、住民の理解を得た後には、えーと、事業を推進するっていうふうにしたときにも、結局、住民の理解を得るっていうふうに市議会の全員協議会でも発言して、市議のほうでも、ああ、じゃ、市民の声を聞いてからやるんだっていうことでみんな賛成してると思うのに、ふたをあけてみたら、あの一、理解を得なくても進めますと。東大和市って何か、どういったらいいんでしょう。えーと、その場しのぎでいい顔の、住民がよくとれることを言う。

今回のこのところもそうですけれど、私が松本さんに、私たちに諮っていただけということでもいいんですねって言った後にも甘い回答をして、無視できないんで、街づくり条例があるわけですから、その中で、えーと、地域紛争を回避しましょうねという規定があるわけですからっていうふうにごくいい意見を言って、私たちをその場で納得させて、後でそれはそういう意味じゃないっていうこと結構多いんですよ。これを今ここに挙げただけでも、もう東大和市の責任だなと思うこと4点挙げましたけれど。

それで、あの一、この件については松本さん帰ってから一生懸命、あの一、私の言ったことを会議録で確認してくださって結構ですし、今ここに皆さんも会議録ないからこれ以上言っても煮詰められないと思うんでやめますけれど、1つ聞いときたいのが、あの、25年の、これも松本さん、とてもいいことを言ってらっしゃる。12月18日の準備会で、えーと、もしも連絡協議会で総意が得られない場合はどうするんですかっていう質問が出たときに、総意が得られない場合は、一定の経過報告は必要となり、一定期間をもって合意できない部分を含め情報提供を皆さんにしていく形になると。これ、こういうことに関して情報提供をしたことないですよ、ほかに。

で、えーと、先日の11月の、えーと、組合定例会に行ったときに、ここに参加していらっしゃらない、えーと、不参加の団体に関して、衛生組合のほうの事務局が、あの、5回ほど文書を

配ってます。その文書を見ると、あの一、えーと、800メートルの区間で皆さんを集めてますよっていうのと、こういうことをしてますから参加してくださいということを書いて、えーと、後半のほうになると、実施計画なり、えーと、実施計画案とか実施計画を、ここで配ったものと同じものを参加されてない方に配ってるんですけど、そのときには、皆さんの意見を踏まえた上でこういうものをつくりましたっていう文章を書き添えてそういうのを持ってってっていうことで、あの一、最後のほうの2回は、えーと、個別で、えーと、組合の職員が別々に個別訪問をして、それを手渡しして意見を伺ったということなんですね。で、その意見を伺ったときの情報公開請求をしたんですけど、えーと、どういう意見を伺ったかっていう資料などは何もメモも何もなくて、そういうものなのに、あの、11月の定例会の中では、意見を伺ったけど特別に意見はなかったっていうふうに小平市長がおっしゃって、意見がないんだからみんな賛成だろうっていう意味でまたそういうことも使われているわけです。

あの一、じゃあ、その情報提供を、今言ってるのは、皆さんに情報提供をしていくって形になって、これだけ姿形や何かに関して私たちにたくさん書いて、えーと、A4の紙何枚にも、こういうことに関しては反対だとか、こういうことに関しては同意できないとかっていうこともみんな書いてるわけです。そんなものは一切渡さないで、でき上がったものの、えーと、実施計画なり実施計画案だけ持ってって、皆さんの意見を踏まえてつくりましたって配ってくのは、この一番最初の、えーと、準備会で言った、総意が得られない場合、一定の経過報告は必要となり、一定期間をもって合意できない部分も含め、情報提供を皆さんにしていく形になるっていったことさえも、あの一、されてないことですよ。ほんとに何にも言ったことされないままこれだけ進んでって、おかしいですよ。

【片山参事】

情報提供の話なんですけど、この場で、あの一、十分させていただいてるっていうふうに私も認識してます。

それからですね、合意形成のほうですけども、さっき松本課長がおっしゃったとおりですね、まあ、皆さんにとっては不本意でしょうけれども、これ、合意を必要、同意を必要とする事業ではありません。そのことは申し上げて、当初から申し上げますけど、えーと、そのとおりです。

それから、あの一、まあ、こういった施設については、何度も申し上げますけども、全員が賛成という状態はつくれないというふうに考えておまして、えー、皆様の提案で、800メートル、半径800メートルには影響がありそうだというご意見を伺って、私どももそれをのんでですね、800メートルの44団体に声をかけたわけです。まあ、その中で実質連絡がとれるのは43団体でございまして、そのうちですね、個別訪問で伺ってる中では、特に反対、特に意見は

ないと、または反対はしないというような方々、口頭で伺ってます。で、なおかつ、ここに出ていらっしゃる方、きょうはちょっとわかりませんが、十二、三団体です。で、まあ、参加されてるのは十五、六人ぐらいかなというように思いますけれども、そういった段階でございまして、私どもとしては、皆様方にはね、不本意でしょうけれども、えー、立地と、それから、必要性の問題については十分議論を尽くしたと、説明をさせていただけた、いただいたという判断のもとですね、都市計画決定依頼を東大和市さんにさせていただいたという経過でございます。

【森口専任者】

はい。えーと、森口です。えーと、まず最初の、えーと、情報提供を皆さんにここでしていませんじゃなくて、これは情報、総意が得られない場合は、ここ以外の方に情報提供しろと言ってることです。ここで情報を提供しろと言ってるわけじゃないです。どういうことで情報が、あの、ここと、えーと、組合との、あの一、総意が得られなかったかというのは、えんとつなり、市報なり、そういうところで、全然こういうところで同意を得ませんでしたということを、えーと、ほかの皆さんに情報提供してくださいってことです。ここで情報提供してくださいってことじゃありませんし、で、ここで議論を尽くされましたかってことも、まあ、尽くしてないですし。

で、また、あの一、個別訪問されたのも結構です。紙に書いてちゃんと、えーと、例えばこのところで、こんな場所につくるんじゃないとか、こういう意見も出ました、えーと、こんな狭い地ではおかしい、そういう意見がみんな出たのを、全部、総意点、えーと、総意点を得られない部分も含めて参加してない団体に、私たちは、組合はこう考えて、そうじゃない人はこう考えているっていうのを全部明らかにした上で、ちゃんと文書を持って、皆さんから賛成ですか、反対ですかって聞いたんだったら話はわかりますけれど、ただ職員が、いつ行ったかっていうのもわからない、どこへ回ったかっていうのも、えーと、場所だけはわかっても日付もわかんない。

じゃ、何を聞いてきたかっていうのも、みんなが回ったけど、そう意見が出なかった、いいですよって言ったってただけだということをおっしゃられるんだったらば、私、東大和公園の中、南公園散歩しますけども、誰も賛成してませんし、ほかの会でも会長さんや何かといろんところのところでも会いますけど、みんな賛成してませんって今私が言ったのと、えーと、そちらのほうで、回ったけれど、誰も、あの、反対してませんと言ったのと、同じ程度のもんですよね。そういうものが答弁で使われて、証拠も何にも残らないようなことで、やっていますって言うのはおかしくないですか。経緯とか進め方がおかしいから、みんなが、数字で出してくれとか、言うてることをちゃんときちんと情報提供しろとか、そういうことをずっと求めているのに、何で改善できないで、またそこを積み重ねてそういうことをやっているのでしょうか。

【片山参事】

ですから、あの一、この協議会に参加されてる方以外にも、まあ、関心のある方はいつでも参加できますよという文書はお配りしてますし、私どもはそういう、例えば実施計画案ができた場合とか、実施計画ができたときとか、そういう機を見てですね、えーと、その、この会に参加しない方々にもこうやって個別訪問するなり、それから、郵送するなりで情報提供してますので、その点をご理解願いたいと思いますけども。

【森口専任者】

えーと、その情報提供の仕方がおかしいでしょとお話ししているんです。ここに参加している人は、こういう意見があつて反対があるね、こういうこともあるねっていうことをみんな知ってる上でここに参加して、こないだの、あの一、えーと、アンケート結果のような結論になってます。あれは、あの一、ホームページを見ると、えーと、同意してない方がいるから、あの一、えーと、会長が勝手にやったことだよみたいな注意書きはしてありましたけれど、ここはちゃんとアンケートをもって、個人が自分の責任をもってそれを回答してます。そういうことの結果とかを、ほかの参加してない方に知らせないで、でき上がった実施計画だけで、皆さんに連絡協議会でこんなことを協力してもらって私たちはこんなものをつくりましたよと、あなたたちも出てきてねっていう、何、情報提供の仕方は偏ってるでしょって言ってます。偏らない情報提供を3市の市民にも、ここに参加してない市民にもしてくださいって言うてるんですけど、おかしいですか。

それで、そういうことをお願いしてるのに、そういうこともしないで、私たちは十分に説明させてくれた、説明をしたと思うし、あの一、立地についても、必要性についてももう議論を尽くしたんでって、議論はしてないし、同じことばっかし耳にタコができるだけ聞いただけで、それは議論じゃないですよ。

【小川専任者】

当然ですよ。

【森口専任者】

もう会社をやめさせるときに、窓際の人に同じ変な仕事だけさせて、早くやめろっていうのと同じようなことが、この協議会の席で同じ説明だけ聞かされて、ずっと何回も座らせられてるっていう状況をここでつくられてるんですよ、私たち。それで議論を尽くされたって言われても、困るんですよ。

【片山参事】

あの一、議論、まあ、言葉尻とらえるわけじゃないですけど、議論を尽くしたとは考えていま

せん。そういうふうには申し上げてません。説明を尽くしたと。我々が、まあ、皆様から見れば勝手かもしれませんが、説明は尽くしたと、そういう認識でおりますということを申し上げました。

それから、この協議会でのあったことを周りの方々にという努力はしていますけれども、まあ、残念ながらほとんどの方々が関心がないわけです。ですから、皆さんが一番コアな部分として、あの、まあ、反対の方が多いと思いますけど、皆様にまず説明をしていくと。ほかの方々は、まあ、重なりますけど、あまり関心がないという方々が多いという状況でございますので、ここの連絡協議会での議論の結果をですね、わざわざお知らせするよりも、ホームページで公開してしますので、興味のある方は見ていただけるというふうに認識しております。

【小川専任者】

あの、イーストスクエアの小川ですけど、あの、2点だけちょっとね、お話し申し上げたいと思うんですけど、1つは、都市計画決定審議会でどういうふうな議論されるのかまだ私は具体的にはわかりませんので、あの一、まあ、え一、ちょっと具体的には言えませんが、ただ1つ言えるのは、あの一、東京都の都市整備局と、それから、東大和市の、まあ、ごみ対策とか環境課が、あの、打ち合わせの前一度、あの一、情報公開で発表したと思うんですけども、もしそういう迷惑施設とかいろんなものが出た場合に、民間の方が建てる時にいろんな紛争が起きると。だから、公共で建てる場合でも、あの一、住民、あ一、周辺住民の方々の理解を、あの一、ね、え一、得られるように努力しなさいという話あったと思いますよ。

だから、その点を、あの一、はっきりと、あの一、手続されたというようなお話あったんですけども、さっき森口さんとか坂本さんがおっしゃったように、あの一、そのとおりだと思いますよ。そこが欠けてると思うんです。これ、欠けてると思うんですよ。それを松本課長は、施設を建てるか建てないかその問題じゃなくて、交通事情とか、その一、周辺に、周辺住民に影響を及ぼすか及ぼさないか、その点だけだとおっしゃってますけども、その東京都とのやりとりの中ではそういうことは言ってませんよ。そこのところ1つ、あの一、さっき松本課長がおっしゃったけども、ちゃんと理解して都市計画決定手続やらやきや、でないといけないと思いますけど、その点いかがですか。

それからもう1つ、もう1つですね。あの一、え一、さっき進め方の問題でね、協議会の進め方、そもそも論になるかもわかりませんが、ここに、あの一、さっき坂本さんが、あの一、引用されたんですけど、30ページのところに片山さんの発言ありますが、ここは、あの一、施設を建設するためにお集りになってますという話なんですけども、これ、そもそも論になるんですけどもね、準備会のときに松本さん何とおっしゃったと思います？

要綱の問題は、制定するときに、建設も含めた是非を問いましょうといったときに、そういう議論いっぱいあったんですよ。そのときに、要綱つくるときに松本課長は、要綱はこの協議会に集まった人が全体でまとめてつくるんですよ。それで随分紛糾しました。で、結局、建設を前提したっていうことでどんどん進められて、いつの間にか5回か6回ぐらいになったとき、まあ、もうそのまま押し切られたような感じなんです。要綱全部で集めて……、あの一、あれだ、え一、要綱をね、全部で、あの、討議して、まずつくったものじゃないんですよ、あれは。誰も賛成してないんですよ。そのことを1つ、あの一、認識してください。それをさっき森口さんがおっしゃったけども、そのときそのときで変わってくるというお話がありました。

それからもう1つは、さっき情報公開じゃなくて、皆さんに知らせないということ。こないだ、どっかの自治会で東大和市議会に陳情書を出しました。もっと丁寧に、あの一、東大和市民に知らせる努力をしてくださいというような内容な陳情書ですよ。それさえも市議会で陳情書は採択されませんでしたよ。これ、何ですか、それは、こういうやり方は。だから、一方的に推し進めてるんですよ。だから、片山さんの発言でも、審議を十分に尽くしましたと。誰も納得してないんですよ。だから、そういう中で都市計画審議会で審議するということは、どうしても理解が得られません。もう強引なやり方でどんどんどんどん進めていくということで、いつも市長たちは、周辺住民の、市民の理解を得た上でやりますと言いながら、やってることは全然反対なんです。そのことを肝に銘じてやってください。

【森口専任者】

森口です。え一と、今、要綱のことが少し出たんで、あの、先ほど、え一と、会長も言い始めて口をつぐんだんで、出たついでなので言わせていただきます。え一と、要綱は、アンケートのときに注意文章が入りましたので、え一と、が入ってたんですね。あの一、賛成してない人も、意見を唱えた人もいるので、これは会長の参考資料ということで載りますっていう文章だと思うんですが、あの一、それを言ったらば、要綱も、あの、誰も賛成、賛成多数とってませんし、まず、え一と、1つとして、え一、つくった要綱に関して改正できるかっていうことの話があったときに片山さんは、え一と、ここには、地域委員と、私たち地域委員ですね、それと、え一と、そちらの行政側のほうの委員さんと二通り種類がいるんですけど、両方とも委員さんの賛成がなければ要綱の改正はできないっていうふうにおっしゃってました、要綱に関して。

それを言ったらば、あの一、一番最初の要綱は、誰もこっちの地域委員のほうのほうは賛成も反対もってないわけですから、反対の人がこれだけここにいるのを要綱として上げてるんで、邑上会長のアンケートのところに書いてある※印と、え一と、同じように、要綱のところにも※印をつけて、この要綱は、あの一、全員の賛成をとったわけでありませんと。え一、会議を開く

に当たってどうしても、あの、つくらなきゃいけないので、組合が発信させたものなんですっていうふうに、あの一、同じように書くことが必要だと思います。何か自分たちの都合の悪いところだけ注意書きをつけるんじゃないかって、あの一、同じ歩調で注意書きをつけるんだったらば、そういうところにも、要綱にもぜひ注意書きをつけるようにしていただきたいと思います。

【坂本代表者】

何度もすいません、坂本です。えーと、今、あの一、小川さんと森口さんのご発言はごもっともだと思います。えーと、あの一、そもそも論を全然、あの一、不消化のまま、あの、進めてきてること自体も問題ですし、この協議会が発足してから何年たちました？ 喫緊の課題とか何とか言いながら、世の中どんどんどん変わってるじゃないですか。で、前回も、前々回か申し上げましたけれども、えーと、オリンピックが終わるころまでに、あの一、まで待ってみたらどうですかと。その前に、あの、何ですか、えーと、3市ごみ連絡会ニュースを見してもらいまして、そこには貴重な、あの、提言がありまして、非常に倫理的、あの、論理的で筋の通った内容になっておりますけれども、そもそもですね、あの一、実際の、何ですか、プラスチックの組成分析とか言いながら、実際にごみの有料化によってどれだけ減量化できるかもやらないうちから先に建ててしまって、どういうことなんですか、そういうことは。全然もう何ていうか、常識に反してますよね。

で、あの一、片山さんのおっしゃることはですね、そごやですね、詭弁が多くて、あんまり信用できないんですけれども、それでもやるということはおかしいですし、そもそもですね、えーと、皆さん関心がないんじゃないかってですね、忙しくて出れない人が多いんですよ。自治会でも何でもそうですけれども、あの、日程調整がものすごく時間かかったりします。で、特に30代、40代というのは、会長なんかも特にそうですけれどもね、もう本当は仕事に集中したいという年ごろですし、会社もものすごく期待してます。一番大事な時期なんです。それを押して来るといのは大変な労力なんです。仕事ではもう何倍も何十倍も頭使いますけれどもね、このために来るのも大変なんです。だから、関心がないんじゃないかって、出たくとも出れない人がほとんどなんです。

で、私も代表だから仕方なく出てますけれども、うちなんか、マンションで100%、こういうのはつくってもらっちゃ困るっていうことを言ってくれっていう、代弁してくれっていうことを言われてるわけですよ。だから、ここに来てる人たちはみんなそういう付託を受けて来てるわけなんです。それをね、何かわかったような、わからないような、どうでもいいようなことを話されても困るんですよ。

でね、あの、私が最初からちょっと、あの一、申し上げたかったのはですね、あの一、3市共

同資源化事業に関する基本事項についてっていうのが、このコピー、きょういただいたコピーにもありますけれども、平成24年11月15日に東大和市、冒頭にですよ、1番の3市確認事項についてということで、平成24年11月15日に東大和市から小平市及び武蔵村山市に示された3市共同資源化事業の取り扱いについての文書に基づき、えー、の文書に基づきですけれども、この文書を全員に配付していただけないでしょうか。皆さんご存じでした？ こういう文書があることを。

【森口専任者】

私、先ほどもらいました。はい。

【坂本代表者】

もらいました？

【森口専任者】

先ほど、はい、私はもらったもんで。

【坂本代表者】

これは全員に配っていただけないでしょうか。市民をね、完全に無視してますよ。意見を聞かないで、どういうあれかなど。全く的外れなあれですよ。市民は誰も知らないと思います、こういうことは。それに基づいてやってる話じゃないですか。

で、あの一、この前も新聞に、8日ですか、あの、国立市が有料化、来年の9月から有料化に踏み切りってありまして、その前にも、東久留米市ですか、そしたら、あと二、三しか、あの、ごみの有料化に踏み切っていないところは二、三市しか残ってないですよ。だから、こういう状況の中でこれだけ何で先んじてやるのかっていうのが理由がわかりませんし、今後ね、5年たったらものすごく時代は変遷してくると思いますよ。ごみ行政だって、あの一、ペットボトルだって、もう自治体でやる必要はない。あの一、プラスチックだって、あの一、イトーヨーカドーでやってるような回収の仕方を民間でやることになったら、つくった上で誰が使うんですか。そういう話になったらどうするんですか。税金をどう、あの一、弁償してくれるんですか。そこまで考えなきゃ。

行政マンというのはそこまで考えるのが、市民に沿って考えるのが行政マンの仕事なんですよ。市長が言ったからやりますだけじゃないんですよ。それは任命権者だから怖いかもしれないけれども、実際はやっぱり自分のモラルとしてはそういうのを持っとかないと。やっぱりモラルはない、ビジョンもない、ポリシーもないじゃ、もうほんと闇ですよ。そういう自治体はもう成り立っていかないです。以上です。

【岡田専任者】

議長さ、きょう配付された資料の説明を組合にさせてもらえない？ この議論はいいけど、終わらないから、配付されてる資料については、我々、説明を受ける必要もあるし、理解もしなくちゃならないので、これをちょっとやってほしい。

【邑上会長】

はい。それに移る前にちょっと幾つか質問がありますので、ちょっと私、邑上からも質問させていただきます。

えーと、今の話の流れになりますけれども、えー、議論を尽くされたのか、説明を尽くされたのかっていう違いはありますが、えー、もし説明を尽くしたということで何か物事を進めるということであれば、えー、参加しているメンバーに対して、えー、理解ができてるかとか、えー、ちゃんと説明が伝わってるかというのを確認してから進めたいと思いますので、えー、決ではなくて状況の確認をしたほうがいいかなと思います。ですので、今後説明していただいた内容です、えーと、皆さん理解できたかと、さらなる説明が必要かということに関しては、えー、確認をとっていきたいと思います。

はい、で、ですね、ちょっと質問で、このスケジュールに関して質問です。えー、ちょっとわからないので。今回、都市計画決定の話、今あり……、質問も多かったんですけども、このスケジュールでは、都市計画決定の、6番ですね、都市計画決定は、平成28年の8月から平成29年の8月まで線が引いてあります。えー、で、この期間ということと、えー、この中身、内容どういうことをするのかということ、以前説明されてるかもしれないんですけども、簡単に、えー、教えていただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

【松本ごみ対策課長】

えーとですね、まだこの都市計画審議会は、えーと、こういう依頼が来たという報告を取り急ぎさせていただいてるだけなので、えー、まずもってちょっと確認なんですけど、都市計画審議会の、えー、今後の進め方、内容についての具体的なそういうものはまだやってないんですね。なので、これから大至急そこを、えー、どういう日程でどう事務を進めていくか、そこを、えー、調整をまずはしなければいけないのが今の状況なんです。

【邑上会長】

じゃ、ごめんなさい、ちょっと質問が。まずこの、これが組合から出てきたじゃないですか、今のこの線引きがこうあるのは、こんだけやるってことですかっていうまず質問が1つ目です。

【松本ごみ対策課長】

すいません、それは、あの、以前配付した資料で、あの一、都市計画の手続に入ってからのお

おむね12カ月を進めるのが通例ですよという形でお配りしてるとは思うんですね。で、具体的な、その一、8月資料の中でお配りしていることをやっていくという形になります。で、私が先にしゃべっちゃったのは、それを具体的に何月にやっていくかという日程はこれから至急詰めるというようなこと。

【邑上会長】

まあ、これからなんですね。

【松本ごみ対策課長】

そうです。

【邑上会長】

じゃ、もともと1年ぐらいかかる？ かかる？

【松本ごみ対策課長】

えーと、基本、基本パターンとしては、やはり、えー、12カ月ぐらいを要してしまうというのが、えー、通例です。

【邑上会長】

はい。ちょっとあともう1個、関連の質問なんですけども、その下ですね、えーと、12番、仮契約・本契約とあります。この、えー、契約に関しては、都市計画決定っていうのとはリンクしないということで、そういう認識でよろしいですか。それとも、また何か関係があるのかちょっと知りたいんですけど、どうですか。契約だけですか。

【伊藤課長】

まあ、スケジュール上ですね、まあ、同時進行でというような形になります。何かまあ、関係ない、関係ある、関係ないわけではないですが。

【小川専任者】

都市計画決定もなされてないのに契約するとは、常識的にはおかしいですよね。もし都市計画決定が否決された場合はどうするんですか。そういう面もあるから、おかしいですよ、それ。

【邑上会長】

ちょっとすいません。正確に、えーと、契約に都市計画決定が必要なのか、必要じゃないのかということをまず確認させてください。

【小川専任者】

それもああるかもしれないね。

【片山参事】

えーと、契約には必要はありません。ただしですね、現場に着工しますよね。そのときに建築

確認申請をいたしますけども、そのときの書類として、都市計画決定がされてることというのが条件になっておりますので、それまでには都市計画決定をしなくちゃいけないということになると思います。

【坂本代表者】

確認申請書は必要じゃない。はっきり言えばいい。それが全然言わない。

【片山参事】

今申し上げましたよ。確認申請のときは必要になります。

【坂本代表者】

必要でしょう。

【片山参事】

必要です。

【坂本代表者】

だから、その決定もされてないのにできないじゃないですか、確認申請は。

【松本ごみ対策課長】

えー、今、片山が申し上げたのは、あくまでも契約自体は都市計画の手続は済んでなくてもできるけれど、後々進めていくときには、建物つくらなきゃいけないわけですよ。で、建物つくるときには当然、事前に建築確認を受けなければいけないから、そのときまでには当然、えー、この場所は都市計画決定がされてるっていうのが終わってからでないと建築確認はとれませんよというのを申し上げてるわけです。

【坂本代表者】

わかりました。松本さんが言うのは、見込みでっていうことですね、はっきり言うと。

【松本ごみ対策課長】

えーと、見込みっていうか、今、同時進行です。

【坂本代表者】

見込みじゃないの？

【松本ごみ対策課長】

同時で並行して進めていく形をとっているということです。

【坂本代表者】

だから、さっき小川さんがおっしゃったように、都市計画決定されなければ建てられないよねっていうのは、要するに、それを前提にこの契約するっていうことで、確認申請出したけれどもできませんよっていうたら、基本的にはできないわけじゃないですか、契約も何も。

【松本ごみ対策課長】

あの、私たちがこの施設を建てるに当たっては、えー、都市計画決定のもとで進めようと思っているので、今、同時進行しているわけです。ですから、えー、建築基準法のただし書きを使わない形でやるために、今、えー、同時進行でこの事務を進めてるとい、そういうことになるんですが。

【坂本代表者】

だからね、契約の話になる。

【邑上会長】

じゃ、ちょっとすいません、まだちょっと確認したい。

【坂本代表者】

やっぱり言ってることがわかってないんだね。

【小川専任者】

わかってない。

【邑上会長】

はい、邑上です。都市計画決定は、まあ、ほぼ、大体12カ月が基本だということなんですけど、例えば10カ月とか6カ月とか短くなる可能性もあるんですか。

【松本ごみ対策課長】

あの、それはやり方によってですね。

【邑上会長】

じゃ、えーと、今の段階で、まあ、今の段階では、例えば6カ月になりますとは言えないんだと思うんで……。

【松本ごみ対策課長】

そうです。今は標準的な12カ月。

【邑上会長】

ですね。そうすると、この下の、まあ、契約の下に、えーと、あ、多分、契約の内容で、仮にですよ、仮に都市計画決定がされないとなったら、多分契約自体はそこで進められないか、終わりになるか、何か延期するかっていう話に多分なるんだろうと、契約書上はですよ、なると思うんですけど、まあ、当然、えーと、行政側としては進めようとしてるので、えー、進むとなると、えーと、一般的にいうと、この12カ月かかった後に、本来だと、多分、解体と建設って続かないとうまくないっていうか、その、もくろんで短くするっていうのだったらあるかもしれないですけど、通常は12カ月たったときに建築するんだけど、その前に解体っていう感じになるかと

思うので、そうすると、下の14番と15番は、あの一、まあ、12カ月を想定するなら、こう、ぐんと右にずれるイメージで思っていますか。ここが今、大分こう重なっちゃってるというか、その、えーと、今の解体が平成29年の6月から、で、建設が、えーと、10月なんですけども、解体と建設って、こう、ずれるイメージ？ その、1年が短くなれば別ですよ。別ですけど、基本でいうと、ちょっと右にずれるイメージで思っていますか。

【松本ごみ対策課長】

あ、そうなります。

【邑上会長】

基本でいえば。

【松本ごみ対策課長】

あ、ただ、その、解体はあくまでも、あの一、別に深い意味はなくて、前もって、あの一、土地を更地にしますっていう趣旨で手前に入れてるだけですから。

【邑上会長】

だから、まあ、決まる前に壊しちゃうとちょっとあれなので、決まってから壊すだろうなどは思うんですけども、都市計画決定がされる……。

【松本ごみ対策課長】

ただ、それだと、もっともっと後ろに倒れていっちゃいますよね。

【邑上会長】

まあまあそうですけれど、まあ、そうなんですけど、ちょっとやっぱり違和感があるかなと。じゃ、わかりました。一応そういう、そこら辺の関係を知りたかったというのが質問でした。はい、これはありがとうございます。

はい、あと、すいません、あの一、もう1点ちょっと、先ほどの森口さんから話があったことで気になることがあるので確認したいんですけども、えー、この連絡協議会に参加していない団体に対して、えー、個別訪問等行ってるということだったので、その内容は、えー、把握しておきたいなと思います。それとですね、どういう説明したかの内容を把握した後でいいんですけども、えーと、こちらの連絡協議会に参加してる地域メンバーも含めて、えー、個別訪問とかですね、説明が必要なのかなと思いました。えー、ですので、その辺はまたちょっと日程調整も含めて、えー、進めていきたいなと思いますので、ちょっと今後検討していきたいと思います。はい、なので、えーと、その個別訪問した際のどういう説明してたかっていうことは明らかにしていたきたいなと思います。

【山崎専任者】

ちょっといいですか。すいません、スケジュールの件でいいですか。

【邑上会長】

はい。

【山崎専任者】

スケジュール表つくっていただきまして、都市計画決定のところの丸印、11月に丸印が、都市計画決定依頼って書いてありますけども、もう決まったときは、要するに、スケジュール、予定に対して決まった、決定したとか、何か提出したとか、そういったときの日付を入れられないですかね。例えば11月の1日であっても、11月の30日であっても、まあ、11月ですね。その11月1日に決定したとか、あの一、当然スケジュールのほうは月単位でしかできないと思うんですけども、決定したものあるいは完成したものは日付を入れるということできますかね。そのほうがわかりやすいかなというのが1点と。

あと、その都市計画決定に絡んで、えー、都市計画審議会というのがあると思うんですけども、東大和市のほうですね、これのスケジュールっていうの入れられますかね。で、いつやるかわかんないですけども、いつからいつまであって、で、実際やったのは何月何日、何月何日っていうこと入れられますか。

とあわせて、あの一、東京都のほうの都市整備局との協議もあると思うんですけども、それも項目として入れて、で、実際いつやった、いつやったという結果を書けますかね。そうすると、流れとして、都市計画、こういうこと、まあ、内容はよくわかんないんですけども、こういう計画で進んで、実際は、あ一、都市計画審議会はいつといつやってとかがっている形がわかるのかなと思うんですけども、いかがでしょう。

【邑上会長】

邑上です。今のお話は、えーと、多分ここに、まあ、最終的には書くにしても、今、進捗というか、その、今現在進んでるのが都市計画決定の内容なので、その詳細項目があって、で、日付がどうっていうのがわかるものがまずあるといいのかなっていうふうに思いました。で、最終的にここに、あの、何かマイルストーンってここ何かで日付が入るとかでいいとは思いますが、今進捗してるものの詳細の、あの一、工程がわかればいいという趣旨かなと思うんです。それでいいですか。この紙じゃなくて、別にそこが詳細にあっても構わないですよ。

【山崎専任者】

まあ、これ、ここに一緒にもし書いてくれれば、まあ、1枚でわかるかなと。

【邑上会長】

ちょっとこれだとあんまり、こう、スペースがないんで、都市計画決定がちょっと私もどれぐらのボリュームなのかわからないんですけど、多分項目がダーツといっぱい、例えば10項目、20項目あるとちょっと書きにくいと思うので。

【山崎専任者】

まあ、別のあれでもいいんですけども。

【邑上会長】

まあ、ちょっとどういうふうにするかは検討していただくとして……。

【山崎専任者】

そうですね。

【邑上会長】

とにかくその内容がわかるような資料が欲しいっていうことでいいですよ。

【山崎専任者】

はい。

【邑上会長】

まあ、我々わからない、多分ほとんどわかんないと思いますので。ということで要望としては。

【山崎専任者】

お願いできますかね。すみません、検討をお願いします。

【伊藤課長】

じゃ、ちょっとそちらに関してはまた今後、あの、検討させていただいてということで、まあ、表上にわかりやすいスケジュールを示せるようにというところで考えます。

【邑上会長】

はい、それではですね、最初のところが長くなりましたけど、えーと、次にですね、えーと、2番目の資料に関しては、えー、プラウドの光橋さんのほうから、あ、光橋さんの資料をもとにということなんですけど、きょう、えーと、お休みなので、きょうはこれは、あの一、割愛っていうか飛ばして次回やるということで、その次ですね、えーと、3番、4番でしたっけ、こちらの資料の説明をしていただくというふうにしてもよろしいですかね。

【小川専任者】

組成分析やらないの？組成分析は。

【邑上会長】

あそうか。その話。

【小川専任者】

宿題を片づけていかないと、前進まない。

【山崎専任者】

ざっと説明してくださいよ、じゃあこれを、まあ、順番どおりやって。

【岡田専任者】

順番どおりいきましょうよ。

【伊藤課長】

じゃ、ちょっとまあ、時間もあまりないので、えーと、まあ、ざっとというか、えーと、説明をさせていただきたいと思います。まあ、今、会長が話あったとおり、えーと、まあ、資料、次第の資料でいきますと3番、4番という形で、えー、(仮称)3市共同資源物処理施設の仕様の概要という形の資料と、えー、もう1点、えーと、(仮称)3市共同資源物処理施設整備費の補正予算についてという形で、こちらの資料のほうの、えーと、説明をさせていただきたいと思います。まあ、こちらにつきましては、えーと、先ほど来からですね、お話をさせていただいております、えーと、11月の22日の、えー、組合のですね、議会、定例会におきまして、えー、こちらの建設にかかわるですね、あの、補正予算、まあ、何回かですね、協議会の中でもお話が出てます、えー、見積もりの金額の乖離があったというようなところがありまして、まあ、そちらに対する、まあ、補正予算をですね、今回上げたわけなんです、そちらの、えー、説明資料というような形になります。

えー、まずですね、まあ、仕様の概要のほうなんです、ここ、えー、今、えー、業者の入札に向けてということで、まあ、仕様書のほうを、えー、まあ、プラントメーカーのほうにですね、まあ、渡して投げているというような状況なんです、そちらのほうはですね、細かく、まあ、冊子で100ページ以上になりますかね、そういうものになりますので、ちょっと、まあ、入札の関係もありますので、契約の関係もありますので、まあ、この場ではですね、この仕様の概要、どういう仕様のもので、えー、業者のほうに入札をかけているのかということ、それに対して、今回ですね、まあ、乖離が生じて、えーと、まあ、予算をですね、補正したわけですが、その補正予算がどのようになったのかというようなところを、えー、ご説明をざっとですね、させていただきたいと思います。

えー、仕様の概要のほう、まず説明をさせていただきたいと思います。えー、まあ、1ページ目の概要なんです、まあ、こちらのほうはですね、もう、えー、もうずっと協議会の中でももうお話をずっとしてきていますので、まあ、こちらを見ていただきたいと思います。まあ、計画の概要もですね、こちらのほうは、あの、えー、実施計画等でもう示されてるというようなもの

でもございますので、えー、こちらは、えー、見ていただければと思います。

2番目の、まあ、施設の特徴という形で、まあ、こちらも従前から説明をしております。えー、まあ、施設規模（処理能力）につきましては、まあ、周辺環境に配慮し、えー、5時間運転を基本と設定しているということです。えー、まあ、資源物の受け入れ、臭気対策として有効なピットアンドクレーン方式を採用してること、えー、まあ、3番目としまして、揮発性有機化合物、VOCなんですが、こちらの対策として、えー、最高水準の技術を採用してることという形になります。

で、そうだ、初めに、あの一、申し上げておかなければいけなかったんですが、まあ、いろいろこう、金額の乖離があって、いろいろこう、仕様をですね、まあ、下げたのではないかといろいろお話があったんですが、まあ、我々のほうとしましては、えー、まあ、環境性能をですね、維持しつつ、また、あの、協議会のほうで、えー、お約束等をしてる内容につきましては、そこはもう、えーと、まあ、固持してというかですね、そういう形で仕様書のほうはつくらせていただいております。

えー、まあ、2ページ目ですね、全体の計画という形で、えー、8点ばかりですね、えーと、挙げさせていただいております。まあ、協議会等でも出ております、まあ、(3)ですね、防音、防振、防臭、防じん対策を十分行うとともに、各機器の巡視点検整備がスムーズに行える配置計画とすると。えー、まあ、特にですね、施設運営上、まあ、施設内の騒音、振動、粉じん、悪臭及びVOCに対して、まあ、十分対策を講じるというような形の計画を、えー、しております。えー、そのほかはちょっとまあ、見ていただければと思います。

えー、4番目のですね、えー、主要設備という形で、えー、こちらですね、従前からも説明をしているとおりの形なんですが、まあ、(1)として、まあ、受入供給設備。こちらのほうはですね、まあ、行政回収車・各種搬入搬出車の、えー、入退場のときですね、えー、まあ、計量する設備及び、容リプラ・ペットボトルを受け入れて各処理系列に供給する、まあ、えー、設備で、えー、計量機、プラットホーム、投入扉、資源物貯留ピット及び資源物クレーンより構成されるということです。

えー、(2)としまして、まあ、容リプラの処理系列という形で、まあ、本施設は、えー、搬入された容リプラを、まあ、破袋後に、比重の軽いフィルム系のプラスチックと重いプラスチックに分離をし、えー、磁力で除去可能な金属製の異物を取り除いた上で手選別する施設で、まあ、えー、破袋機ですね、で、比重差選別機、で、磁力選別機、手選別コンベア、圧縮梱包機及び各種ポップ・コンベアより、まあ、構成をされると。

えー、(3)はペットボトルの処理系列。まあ、こちらもこのような形での系列で構成をいたし

ます。

えー、まあ、3ページ、あ、(4)ですね。(4)は、えーと、集じん・脱臭設備という形で、こちら、本施設は粉じん、悪臭及び、まあ、VOCの拡散を防止するために必要な装置を設けるものであり、バグフィルタ、集じん装置、脱臭装置、VOC除去装置につきましては、光触媒と、まあ、活性炭をですね、組み合わせると。で、排風機等により構成をされます。

5番としましては、えー、公害の、えー、防止基準という形で、それぞれですね、まあ、数値等を設けて、まあ、要求水準値等としてるといいう形で、まあ、騒音、振動、悪臭、(1)から(3)についてはこちらに書いてあるとおりの形になります。4番目の、まあ、粉じんにつきましてはなんですが、えー、資源物の受け入れや破袋、えー、圧縮梱包等で粉じんが発生することも考えられるため、えー、粉じんが発生しやすい場所につきましては、えー、集じん機を設置し、粉じんを除去した後に建屋外に排気をするという形をとります。

えー、5番目としまして、VOCの関係です。えー、こちらですね、えー、敷地境界における総揮発性有機化合物、T-VOCですね、こちらの濃度を、えー、 $400\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下にすることを目標とすると。で、①、②という形で、①のT-VOC。T-VOCの、えー、除去能力は、VOC除去設備において除去率を80%以上、または除去設備出口において $400\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、5時間平均値という、まあ、以下とするという形にします。えー、②としまして、えー、大気汚染防止法で定義されるVOC。大気汚染防止法で定義されるVOCの排出濃度は、VOC除去設備出口において 400ppmC 以下とするという形をとります。こちらですね、いろいろ数値等、あの、 μg 、 ppmC という形は、えーと、まあ、協議会の中でもご説明をさせていただいております。

えー、4ページに行きまして、こちらは、まあ、生活環境影響調査の、まあ、結果という形で、えー、(1)としましては、現状の把握、予測、影響の分析結果の整理という形で、計画施設の稼働が周辺に及ぼす影響は軽微であり、適切な環境保全対策を講じることで、まあ、生活環境の保全上の目標を達成できるものとして、まあ、評価するという形。こちらですね、いろいろ調査等で、あの、説明をさせていただいたところでございます。

えー、(2)としまして、えー、施設の設置に関する反映事項及びその内容ということで、えー、①施設の稼働に係る大気質、えー、括弧で、えー、施設稼働時のVOC対策という形で、本予測は、微量のVOCについては、悪臭の除去と同様の活性炭吸着法で除去できることから、施設の設計に当たっては、集じん器後に、えー、活性炭吸着塔を設け、悪臭物質とあわせてVOCの除去を行い施設外への拡散を防止する。

えー、②としまして、施設の稼働に係る騒音対策。えー、予測は、建築仕様に対し特別な防音

対策を行わない条件で行っていることから、えー、施設の仕様については、騒音発生機器は各居室におさめるほか、機器を設置する居室に関しては、えー、吸音材等を施工する等防音対策を行います。

えー、③としまして、施設の稼働に係る振動対策。えー、まあ、予測は、建築仕様に対し特別な振動対策を行わない条件で行っていることから、えー、施設の仕様について、振動を発生する機器を設置する箇所につきましては、独立基礎等により、えー、施設基礎部に振動の伝播が、えー、がしづらい構造といたします。

えー、④施設の稼働に係る悪臭対策ってということで、えー、臭気捕集とあわせてVOC対策も行うため、えー、脱臭設備は、VOCも、えー、捕集可能な活性炭吸着法等によるものを設置をいたします。えー、また、臭気の漏えいを防止するため、プラットホーム出入り口扉には、エアーカーテンを設置をいたします。

(3) としましては、まあ、維持管理に関する反映事項及びその内容という形で、えー、①廃棄物運搬車両に係る大気質、騒音、振動及び交通量対策ということで、特定の曜日に搬入車両が集中することを避けるなど計画的な搬入を行うものとするほか、えー、搬入車両に対しては、法定速度の厳守、空ぶかしの防止等を励行いたします。えー、②としまして、施設の稼働に係る悪臭対策ということで、えー、臭気の漏えいを防止するため、必要時以外には開口部を開放しないこととするという形で、まあ、概要としてはこのような形で、えーと、示させていただいてるんですが、まあ、具体的にはこれを細かく規定をさせていただいて、そちらのほうを仕様とさせていただいて、今、あの一、入札にかけてるといようなところになります。

えー、続きましてですね、えー、もう1枚のホチキスどめの(仮称)3市共同資源物処理施設整備費の補正予算についてということで、まあ、こちらの今説明しました、まあ、仕様書の内容ですね、えー、まあ、業者さんのほうに、まあ、入札等をかけているわけですが、まあ、こちらのほうの、まあ、最終的というか、まあ、まず補正予算をかけたの、まあ、状況ではあるんですが、えー、その状況で最終的に、まあ、当初予算でいきますと18億7,920万だったんですが、まあ、あの一、補正をかけさせていただきまして、えー、25億9,200万円になるというようなものですが、まあ、こちらですね、えー、まあ、補正が必要になった、まあ、至ったところをですね、こちらの資料で、えーと、まあ、ご説明をさせていただきたいと思います。

えー、まあ、1ページ目の、えー、1番ですね、3市共同資源化事業の経過及び現況という形は、まあ、皆さんもご存じだと思いますので、ちょっと割愛させていただきたいと思います。

えー、2番目のですね、えー、増額補正を必要とするに至った理由という形で、えー、こちらですね、まあ、土木関連、あ、土木建築関連と、えー、環境対策関連、まあ、次のページに行く

と、えー、管理運営の効率化関連というような形で項目立てをさせていただきまして、えーと、理由のほうを記載させていただいております。

えー、まあ、(1)の土木建築関連につきましては、えー、こちらですね、東日本大震災の復興関連工事需要に加え、首都圏においては、まあ、2020年の、まあ、東京オリンピック・パラリンピックをですね、前にしたマンション、オフィスビル、ホテル等の建設ラッシュが続いております。えー、このような状況のもと、えー、建設業者のプラント建設、特に制約事項の多いごみ処理施設に対する受注意欲というのが弱くですね、えー、プラントメーカーが建設事業者を確保することが難しい状況となっております。まあ、このためですね、プラントメーカーから提出のあった土木建築工事の見積もり額は、えー、まあ、人材確保であったり、えー、資材の値上がりのリスクを見込んだものとなりまして、えー、当初の見込みとですね、大きな乖離を生じたものでございます。

まあ、以上のことからですね、高い環境性能を維持しつつ、えー、建築費縮減のために、えー、延べ床面積のですね、縮小のほうを、えー、図りました。えー、しかしですね、えー、ごみ処理施設の土木建築工事の、まあ、単価の増加のほうが、まあ、著しく、まあ、当初予算をですね、大きく上回る形と、えーと、なりました。

えー、(2)の、えー、環境対策関連です。えー、まあ、VOC、まあ、悪臭、騒音及び振動に対する環境性能をはじめとする施設の仕様水準、まあ、性能保証ですが、が高度であることに加え、えー、まあ、こちらの協議会における、まあ、要望事項等をですね、実現するために、えー、建設費積算後に、まあ、仕様の追加、まあ、遮へい壁であったり、電光表示装置などをしたことをですね、十分に当初予算に反映できておりませんでした。

えーと、2ページ目に行きまして、まあ、管理運営の効率化関連という形で、えー、施設稼働後の管理運営、まあ、メンテナンスですが、に係る人件費の縮減や、作業に対する効率化と安全対策を目的として処理系列等の仕様を向上させたことから、えー、機械配管電気工事経費がですね、当初の予算見積額から、まあ、増となったという形です。

で、まあ、その下ですね、表1という形で、まあ、補正額の調整表というような形で、今回、えー、補正後の予算額という形で、まあ、積算させていただいたものと、まあ、当初予算額というものを、こう、比較した表というような形になっているのが、この表1の補正額調整表ということです。

えー、3ページ目の財源内訳につきましては、まあ、こちらの表に、まあ、書いてあるとおりなんですが、まあ、今回、まあ、補正後の予算という形で、一番、まあ、右の数字でいきますと、今回、まあ、総額でですね、あの一、工事価格といたしましては25億9,200万。そのうちで

すね、交付金が7億6,022万、で、まあ、起債がですね、16億170万、で、一般財源が2億3,008万円というような形になります。こちらのほう、財源内訳という形で表をつくらせていただいております。

で、えー、4番目、予算対応という形で、えー、まあ、今回ですね、平成28年度、まあ、組合のほうなんです、の予算はですね、歳出予算の補正は行わず、えー、債務負担行為限度額につきましては、まあ、次のように増額するという形で、えー、まあ、整備工事費に係る、えー、債務負担行為限度額、まあ、29年から30年を設定してるんですが、こちらは、えーと、7億1,280万円を、まあ、増額し、えー、24億9,804万か、といたしますと。またですね、この、えーと、まあ、工事費と、まあ、リンクするような形で、えー、施設設計の、まあ、施工監理業務委託という形があるんですが、こちらは、まあ、工事費の、まあ、5%というような形で、まあ、一般的に積算をされるため、それに伴って、まあ、増額を要したという形の記載をさせていただいております。

えーと、4ページのほうに行きまして、えー、5番目はですね、まあ、財政上の対応についてという形で、こちら、まあ、算式のほうが、えー、書かれております。まあ、これに対してですね、まあ、各市の、まあ、影響額というような形で、まあ、表3のほうをですね、えーと、まあ、記載をさせていただいております。まあ、それにあわせてですね、ちょっと先ほども申し上げましたが、えー、設計・施工監理業務というところも、まあ、増額となるためにですね、それを含んだ場合という形での表を、まあ、参考として記載をさせていただいております。今後ですね、まあ、あのー、分担金の増加、分担金の増額を、まあ、抑制するためにですね、財政調整基金の活用であったり、まあ、現有の焼却施設のですね、えー、施設補修・改善工事計画の、まあ、見直しを行ってまいりたいという考えでございます。

えー、まあ、6番目としましては、まあ、今後の方針という形で、やはりですね、まあ、えーと、まあ、今回増額という形になりますので、まあ、あの、各市にですね、影響をなるべく少なくという形で、まあ、こちら、我々のほうも考えております。

まあ、1番目としましては、えー、まあ、本施設はですね、3市の将来にわたっての、まあ、安定的な、えー、廃棄物処理行政を行う上で、まあ、必要不可欠な施設でございます。えー、まあ、財政上のですね、あらゆる手段を講じることによって、まあ、構成市への、まあ、構成市のですね、分担金への影響が最小限となるように、まあ、努力をしていきたいということでございます。

えー、まあ、(2)につきましては、その後に控えております、えー、仮称の不燃・粗大ごみ処理施設につきまして、まあ、こちらのほうもですね、まあ、見直しを、まあ、行っていくという

ことでございます。

まあ、3番目につきましては、えー、先ほど来からお話ししております、まあ、11月の22日のですね、この、えー、衛生組合の、まあ、議会のほうでこちらのほうを、まあ、上程をさせていただき、まあ、可決をいただきました。で、その後なんですが、えーと、まあ、えー、仮契約、業者のほうで入札を行いまして、まあ、仮契約を行いまして、えー、29年の、まあ、1月の下旬以降になると思うんですが、小平・村山・大和衛生組合議会臨時会をですね、開催させていただきまして、えー、まあ、業者のほうの、まあ、契約、まあ、議案ですね、を上程させていただいて、えー、議決をいただき、まあ、業者のほうが決定的という流れになるものがございます。

ちょっとすいません、まあ、時間も、えー、なくて、ちょっと雑駁ではあるんですが、このような状況で、えーと、11月22日の定例会では、組合議員さん等にですね、あの、説明をさせていただいたという形になります。えー、以上です。

【森口専任者】

まず概要の……、森口です。まず概要のほうを。概要のほうの4ページ目、(2)の施設設置に関する反映事項のところ、えーと、悪臭除去と同様の活性炭吸着で除去できることから、活性炭吸着塔を設けていうことになってますけれど、ここに光触媒っていうのは記載されないんですか。

【片山参事】

光触媒、あの一、設置はいたします。それはですね、その前のページのですね、3ページですか、えー、(4)、一番上ですね、えー、VOC拡散を防止するために必要な装置を設けるものであり、バグフィルタ、集じん装置、脱臭装置、括弧してですね、光触媒プラス活性炭ということで明記をしております。

【森口専任者】

えーと、ここに、そこに書いてあるのにこっちにないからどうしたのかなっていうことで質問しました。

【片山参事】

ああ。あの一、環境影響調査の調査の段階ではですね、えー、活性炭だけで、あの一、除去は80%以上可能であるというふうな結果が出ております。ただ、これに光触媒を加えますので、さらに、えー、まあ、除去率がアップするという形で考えております。

【森口専任者】

ここに書いてないからといって使われないことは、前のページに書いてあるかないっていうこ

とですね。

【片山参事】

ないです。

【森口専任者】

はい。それと、えーと、次は、補正予算についての、はい、1.3市共同資源化事業の経過及び状況のところの(4)、えーと、現在、うんと、34回協議会を開催し、情報提供及び意見交換を行っていますの後に、「しかし、理解は得られていません」というのは追加してください。これだと、ほんとに意見交換を行って、みんな賛同してるようにあれしてるので、理解を得られてないっていうことは書いてください。

それと……、それと、2ページ目。2ページ目は、えーと、これは19億から補正予算がふえた分に対しての、えーと、どういうものを行ったっていうことになってますが、私たち先日聞いたのは、30億から40億の、えーと、提示、プラントメーカーからの、えーと、提示があったっていうふうに、えーと、認識しています。そして、えーと、今まで組合さんからの説明によると、これからも最新技術でいいものがあれば提案していきたいっていう言葉をいただいていると認識しています。

なので、あの一、30億、40億あったものの、えーと、中の提案がどんなもので、そのどんなものが使われなかったかっていうことは、えーと、教えていただきたいと思います。何か、あの一、えーと、11月の傍聴、11月議会の傍聴を聞きに行くと、えーと、業者からの提案のもので不要なものがあつたので削ったって言い回しになってたと思うんですが、あの一、この協議会の中では、これからも最新技術でいいものがどんどん出てきてるんだから、そういうものがあつたら提案していきたいっていうふうに伺ってると思いますので、どんなものの提案があつて、それがどういう理由で要らないと思って削られたのかは、えーと、ぜひ協議会の中で明らかにしていただきたいと思います。

それと、えーと、一番最後の、えーと、4ページ目の今後の方針について。本施設は将来にわたって安定的に廃棄物処理を行う上で必要不可欠な施設でありっていう、この一番、えーと、何回も使われるこの文章については、まだこの協議会の席で、えーと、数字的にもみんなに納得していただくように、えーと、理解されていないことの1番目だと思いますので、ぜひその辺を、あの、きっちりしてほしいと思います。以上です。

【片山参事】

あの一、この資料についてはもう既に、あの、過去分の資料なので、まあ、今後この資料新たにつくるような、新たな資料をつくる時の場合についてはですね、今おっしゃったことは配慮

してはつくりたいとは思いますが、まあ、事実だけを申し上げてますので、えー、その結果についてはちょっと記入するのはいかがかなというように思います。

それから、2点目の、えー、30億から40億だったのがどうやって削ったんだというのがありますけども、あくまでも私どもが当初予算で組んだ予算に対して、えー、増額分をここに記入させていただいたものであって、えーと、30億、40億というのは、実際ですね、プラントメーカーの、まあ、言葉悪いですけど、言い値なんですね。安全サイド、安全サイドで見積もっていて、その金額になってしまってるってことで、それを、まあ、精査して、私どもの、えー、当初予算との管理区分については整理をさせていただいて、それでもなおかつですね、環境対策上必要なものですとか、えー、それから、メンテナンスや安全対策上必要なものですか、そういうものを積み上げていったということでございます。

それから、えーと、最終の、あの一、ページの今後の方針についてですけれども、あの一、先ほども、あの一、この協議会の核となる部分なんで申し上げましたけども、ここで同意を得たり、えー、全員の理解の確認をしたりという行為は、するつもりはありません。先ほども申し上げましたとおり、説明を尽くしておりますので、と考えておりますので、えー、こういう表現にさせていただいてます。以上です。

【山崎専任者】

いい？ もう1点いい。山崎です。何点か。えーと、(仮称)3市共同資源物処理施設の仕様の概要についてなんですけども、あの一、当初、あの一、30億から、見積もりが30億から40億になったよということだったんですけども、まあ、それが25億9,000万でしたっけ、26億ぐらいに、まあ、下がったというか、になったと思うんですけども、これは30億で見積もりを出したところのメーカーが下げた？ まあ、下げたっていうか、下がったということでもいいですかね。メーカー名は言えないんですか。

【伊藤課長】

あ、もちろんメーカー名は言えないんですが、あの一、説明をした中で、えーと、今まで30億から40億ということで、複数社の、まあ、プラントメーカーから見積もりが出てきたので、その複数社と調整をしながらこの仕様を、まあ、つくり上げていったという形になります。

【山崎専任者】

と、複数社がみんな同じ金額になったってことですか。

【伊藤課長】

いや、同じ金額ではなく、まあ、あの一、仕様の内容を固めるに当たって、その、3社と調整をして、で、そこで一応我々がつくり上げて、その結果がこの25億9,200万でやろうという。

【山崎専任者】

うん、わかるんですけども、ですから、私が聞いてんのは、30億を提案したメーカーが25億9,200万になったんですかって聞いている。それは言えない？

【伊藤課長】

ですから、まあ、具体的には、その30億のところがこの金額に下げたということではなく、全体の調整の中で仕様書をつくり上げてこの数字が出てきたということです。

【山崎専任者】

だって、そうすると、ほかのメーカーはもう少し違う金額を言ってるんじゃない？

【伊藤課長】

もちろん、あの、金額の差はですね、メーカーごとに……。

【山崎専任者】

メーカー名言わなくてもいいんですけども、30億で、あの一、見積もりを出したところが25億9,200万になったかどうかというだけ聞いてるんです。まあ、答えられないんだっただけですけども。

【岡田専任者】

ミニマムの1社が25.9億出したってことなの？

【片山参事】

あの一、複数社との協議をしまして、えー、その中で、どの会社もこの金額であれば応札していただけるだろうということで、まあ、積み上げていった数字が20……、あ、税抜き24億ですか、っていう数字になったということです。1社だけについて、えー、24億になりそうだから、1社大丈夫なんで予算化したということではありません。

【山崎専任者】

全社が25億9,200万で大丈夫だという話だったんですか。

【片山参事】

大丈夫だという確約はないですけども、えー、一応相互調整、あの一、ヒアリングの中でですね、仕様のやりとりをして、で、仕様書をつくって、えー、来た段階で私どもで積み上げたら、まあ、24億ということになりますんで、その……。

【山崎専任者】

3社とも同じで大丈夫だよっていう、まあ、大丈夫って言うわけないんですけども……。

【片山参事】

仕様書は、ええ、そうですね。仕様書は統一してますんで。

【山崎専任者】

で、まあ、可能性として入札するということでもいいですかね。

【片山参事】

はい。

【岡田専任者】

応札の、まあ、基準値というふうな考え方でいいです？ とりあえず応札していただく。

【山崎専任者】

下限値ですか、上限値ですか？

【片山参事】

上限値ですね。

【岡田専任者】

上限ですか。上限？

【坂本代表者】

片山さんがおっしゃってるのは、その、2社だったら2社から……、すいません、坂本です。
えー、片山さんおっしゃってるのは、えー、2社だったら2社から30億から40億というのは
出てきたと思うんですけども、その事項別の中の、あの一、最安値の金額をピックアップして
積み上げたってということですか、業者間の。

【片山参事】

いや、そういうことではありません。私どもの当初予算の、えー、項目がありますから、それ
に対して協議を行って、まあ、それにいただく……、そろえていただくような努力をしていただ
いたと、えー、ことで……。

【坂本代表者】

ということは、3社出てるということですか、最終的には。

【片山参事】

複数、複数社ですね。

【坂本代表者】

はい？

【片山参事】

複数社ですね。あの一、今んところでお答えできる……。

【坂本代表者】

であれば、会社名を出さなくてもね、通常は、あの、入札でも何でもそうですけども、A、B、

C社ということで、その事項別に、その一、金額これだけで提案があったということと比較表を出してもらったほうが一番わかりやすいと思うんですよ、我々は。通常そうやるじゃないですか。建築、あの一、建築の入札に当たっても、全部こう、比較表で出しますよね。A社、この事項については幾ら幾ら幾らって。だから、誰が見てもすぐわかりますよね。そういうのはやらないんですか。

で、根拠が全然わからないんですよ、我々も。もし万が一建てるとしたとしても、最低限のそういう努力はしない。そういうのは、あの、こう、口だけで言って、こうなりましたじゃなくて、こういう状況でこれだけになりましたっていう説明が必要だと思うんですよ。だから、数年前に、あの、最低価格、7社のうち4社が辞退して、最低が33億、で、最高が五十数億で出たのは、そういう、まあ、6品目だったんですけれども、そういう意味でもあったわけなんです。だから、そういうのを比較表を出さないと、実際に全然わかんないですよ、霧の中にあるような状態で。

【片山参事】

まあ、ですから、契約行為ですから、今のところは、あの、出すわけにいきませんが…。

【坂本代表者】

だから、契約行為だから名前は出さなくてもいいから、金額の事項別に。

【片山参事】

ですから、それをつくった資料がこの、えーと、補正予算についてという資料でございますので、こちらのほうで把握していただきたいと思います。ですから、当初私どもが見込んでいた、えー、部分については、申しわけないんですけど、建築費については、えー、単価がですね……。

【坂本代表者】

だから、これじゃわからないって言ってんじゃないですか。

【片山参事】

えー、今のところで決まって……。

【坂本代表者】

どこがどう違ったかというの。それ、契約のやり方によっては全然変わってきますよ。

【片山参事】

契約行為ですので、そこまでの資料を出す気はありません。

【山崎専任者】

すいません、この、何点かあるんですけども、えーと、この仕様の概要の中で、あの、複数社

が多分入札するんだらうと思うんですけども、今回の施設は、ハイスペックだ、日本一だという
ような仕様みたいですけども、この複数社は、こういったハイスペックな仕様の経験値というん
ですかね、実績は複数社全てあるって判断していいですか。

【坂本代表者】

実績をもらって。

【片山参事】

えーと、全ての会社ありません。といいますのは、どこの、あの一、工場よりも高いスペック
を私ども求めましたので、それはVOCですけども、そこが、まあ、調整が一番時間がかかった
ところでごさいますて、その、除去設備において80%、えー、または排出濃度が低い場合には
400 μ g以下と、これを保証しなさいと。どこもやったことがないと、そこまで厳しいことは
実績もないしということで、そこの調整に時間がかかったってということで、えー、もう一度申し
上げますけど、どこも実績がありません。

【山崎専任者】

寝屋川は、ほぼ同じスペックですよ。光触媒はないですけども。で、八王子は光触媒がある。
で、たしか同じプラントメーカーがつくってんじゃないかと思うんですけども、そうすると、な
いわけじゃないですよ。それを合体したわけですから。だから、まあ、そこが、まあ、複数社
の中に入ってんのかどうかわかりませんが、そこは、もし入っていればそこはあると、経験
というかね、実績値が。それ以外はないってことですね。そうすると、経験値のある、実績値の
あるところをまず選ぶのが普通じゃないですかね、金額云々じゃなくて。それは、あの一、教え
てもらえますか。A社はやったことあるぞ、B社はやったこと、それが入ってんのかどうかとい
うのは、教えてもらえるんですか。

【片山参事】

ですから、申し上げたとおり、どの会社も保証値、保証値としてはやってないんですね。21
万5,200……、21万5,200で合ってるかな、21万5,200ですね、400ppmCつ
ていうのをトルエン換算すると、21万5,200 μ g/m³になるんですけども、それで、まあ、
管理してるというのが寝屋川ですよ。で、八王子については保証値はないと聞いてます。それ
を私どもは、皆様、まあ、意見いただいた部分でございまして、えー、保証値としてですね、
メーカー側に約束させたわけですよ。そういう意味では、あの一、どこにも実績がないという。

【山崎専任者】

それはわかるんですけども、要するに、そういうハイスペックな施設をつくった経験がある、
ピット方式ですとか、そういった、あの一、活性炭装置でしたっけ、プラス光触媒、そういった

実績を皆さん持っているかっていうと、持っているんでしょう。持ってないところが中に入ってんじゃないんですかって聞いてんです。

【片山参事】

ああ。それはですね、過去の実績を加味して業者選定を行っていますので、えー、まあ、そういう施設はつくったところは、まあ、実績はございますね。

【山崎専任者】

全てあると？

【片山参事】

全てありますね。

【山崎専任者】

あるという。

【片山参事】

はいはい。

【山崎専任者】

で、後でそれはわかるわけですね、メーカーは。

【片山参事】

後でわかります。

【山崎専任者】

プラントメーカーがわかれば。

えーと、すみません、時間がないんで。同じく4番の受入、4の(1)の受入供給設備ですけども、各種搬入搬出車の入退場時の計量する設備、これ、入退場って書いてあるから、入場と退場時に、まあ、あの、2機計量機がつくっていいことですか。いろいろ、あの、話題になりましたけども、2回やるっていいことではないですよ。

【片山参事】

えーと、計量機については、今のところ提案は1機で提案をもらっています。

【山崎専任者】

えっ、だって、我々で話したときには……。

【片山参事】

えー、ですから、入退場時に計量する場合には2回周りになるのかなというふうに考えてますが、これもメーカー提案ですので、メーカーによっては2機を設置してくれるところも出てくるのかなというふうに思っております。

【山崎専任者】

メーカー提案はいいんですけども、こちらから出すときは、2機を基本にするって最終的になつたじゃないですか。それが……。

【片山参事】

2機を基本するというのではなくて、2回計量ということになってます。

【山崎専任者】

だから、ちゃんと会議録読んでくださいよ。会議録読んでくださいよ。書き方、これ、おかしいでしょって、あの、組合のほうから出た資料見て、これ、おかしいでしょって話になつたじゃないですか。それで、2機にしましょうねって話になってるんですよ。だけど、それをまたこんなところで1機で考えてるなんて言ったらおかしいじゃないですか。

【坂本代表者】

話し合ったことと内容が全然違ってる。

【山崎専任者】

ちゃんと会議録読んでくださいよ。

【坂本代表者】

こんないいかげんなスペックで出してたら、業者はもっと安くやっちゃうから。

【山崎専任者】

もう1点行きます。

【山崎専任者】

ああ、もう1点行きます。もう時間がないんで。これは2機に直してくださいね。

それと、補正予算についてですけども……。

【片山参事】

まあ、後で会議録確認しますが、2機というふうに約束した記憶は私、ないんですけども。

【山崎専任者】

だから、会議録読んでくださいって言ってるんですよ。会議録読めばわかりますから。

【小川専任者】

そういう高圧的な態度とつたらだめですよ。ちゃんとやったんだから。

【山崎専任者】

だから、読んでさ、言えればいいじゃないですか。

【小川専任者】

そうですよ。

【山崎専任者】

わざわざ訂正したんですから。松本課長と話して、最終的に訂正したんですから。よく覚えてますから。

【小川専任者】

岡田さんはよくご存じでしょう。ね、2機しなきゃだめだとおっしゃったんで。

【岡田専任者】

私の記憶では、皆さんにちょっと反対になっちゃうんだけど、2回計量はしますっていうことはあり得ると、これは言っていました。

【小川専任者】

2回計測。

【岡田専任者】

ただ、2機するっていうことはね、明確な答えをもらってなかったんです。議事録もそうなってると思うんですよね。

【山崎専任者】

いや、私は……。

【岡田専任者】

絶対に2回計量は……。

【山崎専任者】

あの、もう1回確認しますけども……。

【岡田専任者】

だから、それ、ちょっと私、それ以上記憶ないんで、今、ここで議論できない。

【山崎専任者】

うん。資料もらったときは、1回って書いてあったんです。

【岡田専任者】

だから、これはちょっと調べてくださいよ。

【小川専任者】

じゃ、調べて。

【岡田専任者】

私はどちらかっていうと、片山さん……。

【山崎専任者】

じゃ、会議録に書いてあったら2機に直してくれるってことでいいですかね。それでお願いし

ます。

次行きます。えーと、補正予算についてですけども、延べ床面積の縮小を図りましたっていうことありますけども、これ、幾つから幾つに変わったんですか。

【片山参事】

ちょっと資料が……。

【山崎専任者】

東大和議会だと、3,800を3,600とかって言ってたような気がするんだけど、よく正確じゃないんですけども、でも、こうやって書いてあるんだから、そのぐらいすぐ出んのかなと思っただんですけど、出なかったから後でもいいです。まだほかにもあるんで。

【片山参事】

ええ、5,000……、当初5,260で考えてたんですけども、えー、30%削減可能だというメーカー提案ございまして、3,682というふうに……。

【山崎専任者】

えっ、5,000が3,600になるの？

【片山参事】

82という形で、えー、積算をし直しております。

【山崎専任者】

すいません、もう1回お願いします。5,000が？

【片山参事】

5,260が3,682です。

【山崎専任者】

3,680？

【片山参事】

延べ床面積ですね。

【山崎専任者】

そんなに下がるんですか。よくわかんない。すごい。

【伊藤課長】

いや、すいません。これは、あの、積算上の数字ですから、実際これから入札をかけて、また業者さんのほうが図面を引いてくると、また数字が変わってくるというものです。これで積算をしたというものです。

【山崎専任者】

えっ、そうすると、また今度ふえちゃうってこと？ その、補正を組んだけども、その、延べ床面積がふえて、ふえたら、そうすると、その、補正予算じゃ足なくなっちゃうってことですか。

【伊藤課長】

いやいや、数字上では、あの一、ふえないと思います。

【山崎専任者】

それ何で？

【伊藤課長】

これはあくまでも予算で積算した、えーと、まあ、数字でございますので、あとは、メーカーのほうの提案、だから、複数社ある中で、全てが今の3,600で全てこう、おさめてくるということにはならないと思いますので、その数字はまたずれてくる。金額がずれるということではなく、やっぱり図面を引いて、あの一、中身がですね、大分業者によって変わってくると思いますので、その数字がずれるという形になります。

【山崎専任者】

まあ、ちょっとよくわかりません、よくわかりませんが、まあ、こだけ減少、縮減できるのかなってちょっと不思議に思いました。それだったら、もともと4,000ぐらいでやっとならば十分だったんじゃないかなと思いますけども、まあ、そういうことならしょうがないですけどもね。

もう1点ですけども、あの一、補正予算の配分というんですかね、諸経費の問題なんですけども、あの一、諸経費が、えー、内訳ってわかります？

【片山参事】

諸経費の内訳は、あの、つくってございません。全体で、えーと、見てます。

【山崎専任者】

いやいや、だから、普通、内訳、あの、諸経費っていったら、いろいろ入るんじゃないの？ いろんな項目があって、その合算が幾らだよっていう形だと思うんですけども、普通見積もりとるとね。

【片山参事】

ええ、合算がこの金額です。

【山崎専任者】

うん、だから、いやいや、その内訳って何にもないの？

【片山参事】

内訳は、あの一、つくってないですね。

【山崎専任者】

えーと、まあ。

【片山参事】

ただ共通仮設費と……。

【山崎専任者】

仮設費っていうのはあれですよね……。

【片山参事】

現場管理費と一般管理費に区分されてます。

【山崎専任者】

ああ、そうですか。まあ、普通、共通仮設費って、足場だとか何とかっていうあれですよ。そうすると、建築面積がこんだけ減ってれば、逆に、その、諸経費って下がるんじゃないかなと思うんです。で、設備にしたって、まあ、スペックダウンじゃないですけども、設置する費用ですから、同じものを、台数がふえた減ったっていうわけじゃないから、基本的に、その、設置費用だとか人件費とか変わらないのかなと思うんです。けども、これだけ見てるとすごく、逆に上がっちゃってて、私はもう、そういうこと聞いたら下がんのかなと思ったんです。

で、ちょっと調べたんですけども、その、解体工事が変わってないで、まあ、補正額ゼロになってますから、まあ、新築部分だけの諸経費だと思うんですけども、あの一、直接工事費がね、金額でいくと、ああ、率でいくと、当初の実施計画の予算額に対して補正後の予算額は37.4%上がってる。で、えー、諸経費だけが39.7%上がってる。2.5%、諸経費が逆に上がってるんですね。比率でいって2.5%、諸経費だけが高くなってますよ。で、その金額を、まあ、37.4に合わせると9,000万ぐらいふえちゃってる。

で、今の話聞くと、その、延べ床面積が減ったりしてるから逆に減るんじゃないかなと思うんです。けども、それを何か諸経費の内訳が細かく出てなく、やってないで、一括して出してるっているような話だとすると、非常にこう、この9,000万というのはおっきな、約1億ですから、おっきな額だと思うんですけども。まあ、当然、消費税は、あの一、37.9ですけども、だから、諸経費だけが上がっちゃってるから、その、全体の金額とバランスがとれてないんですよ。同じように上がるんだったら何となく、まあ、あの一、わかるんですけど、延べ床面積を縮小したとしてもね、だけど、直接工事費よりも諸経費だけが上がっちゃってるって、ちょっと理解できないんで、そこら辺だけちゃんと教えてください。以上です。

【片山参事】

諸経費率についてはですね、えーと、直接経費の伸びに合わせて、えー、約30%程度と見てますので、その値で出させていただきます。ですから、当初よりは高め、高めっていいですか、えー、直接経費との比率が変わってきてる。これについてはですね、メーカーヒアリングの結果でもございますし、この工事自体がですね、設計、施工を伴う、設計を伴う施工工事であるということから一般的に採用されてる数字でございます。

【山崎専任者】

わかるんですけども、あのー、こういうメーカーヒアリングをやってるんですから、この比率がね、おかしいなって計算しないんですか。普通するじゃないですか、お金扱ってるんですから、あの、おっきな金額をね、使って工事をしようって覚悟でいるわけでしょう。そしたら、1億円近いお金がね、何かおかしいなって思わないんですかね。いや、そういう、何かやっぱり人の金だからっていう感じなんですかね。

【坂本代表者】

坂本ですけども、教えてあげましょうかね。あのー、諸経費というのはね、あの、通常は、何%というのは業界では一般的にあるんですよ。それで、もうけるかどうかっていうのは諸経費なんですよ。だから、景気がいいときにはね、こんなものはうちではもう取り扱わないよっていうことで諸経費はボーンと上げます。で、景気が悪いときには、どうしても欲しいからっていうことで、あの、ひどい場合には10%まで下げることもあります。あくまでもうけですから。だから、業者に教えてもらってるから、向こうの言い値になってると思います。だから、山崎さんはそこを追及したかったと思うだけ。以上ですね。

【小川専任者】

諸経費はもうけなのね。どこでもやってんじゃん。

【邑上会長】

すいません、邑上です。ちょっとですね、時間遅いですけども、ちょっとだけ確認したいことがあります。えーと、説明の内容だけでは理解、私はできなかったのでお聞きしたいんですけども、今回、えー、その、30億から40億という見積もりがまずあったということで、それが3社か4社かわかりませんが、えー、仮にA社、B社、C社、3社で30、35、40という仮に見積もりだったとしますと。で、今回いろいろと調整して仕様書をつくった結果、えー、約26億に、えー、なったということで、えーと、これで業者が決まっているのかという気がしたわけです。

で、なぜかという、スケジュールを見ると、えー、スケジュールの11にですね、入札事務

があつて、えー、実施済みになつてるんです、色がね。なので、入札事務をやって、入札済みで、もう業者が決まつてるのかなという理解をしてました。だけど、さっきの話だと、入札するといふ話と、一応その金額の上限を決めたみたいなお話だったので、ちょっとそこが、あの一、理解できなかったんで、えー、今、聞いた限りでは、えー、3社と……、3社でいいんですか、まあ、調整して、この金額ならできるという妥当な線が約26億になつて、その上限の金額でまた新たに入札をするというような今、認識になりました。だから、ここにちょっと塗られてるので、実際そこがどういふ状況なのかを正確にちょっと教えていただきたいんですけど。

【片山参事】

今邑上会長おっしゃつたとおりでございます、えー、価格競争による入札で行います。えー、複数社が参加いただいでる。その手続をするためにですね、業者に仕様書を、えー、お示しをしているという、今、状況でございます。

【邑上会長】

そうするとですね、スケジュールの11番にある、色が塗られてるのは間違つてるといふことでもいいですか。何か実施済みだから、入札したのかなつていふ。

【片山参事】

あー。

【邑上会長】

ちょっと、どうですか。

【森口専任者】

先ほどのどなたかの発言で、入札してらつておっしゃつた方いましたよ。今、入札中ですがとか、入札した……。

【伊藤課長】

入札の、だから、手続ですね。入札は、だから、まあ、この後です。すいません。入札中つていふのはそういう意味です。この後業者が、まあ、決まれば、そこ……、ああ、業者の入札が行われれば、そこで仮契約。ですから、それが12月の下旬、入札されるのが12月下旬。

【邑上会長】

じゃ、11番……。

【森口専任者】

入札されてない？

【邑上会長】

11番の色が塗られてるのが間違いで、色塗られてなくて、終わつてない？

【片山参事】

いや、入札事務はもうしています。ただ、仮契約、本契約は、あの、まだ入札は終わってませんので、12番になりますけど、点線にしております。

【邑上会長】

ちょっとごめん、ちょっとそれ、正確に言ってください。ちょっと入札事務が私がかんないだけかもしれませんが、まず価格調整というか、その、仕様で金額の、えー、上限を調整しましたと。で、その後で、入札が行われてるっていう意味でいいんですか。で、入札……、ちょっとそこでちょっとよくかんない。入札する、あの、金額を調整したのと、入札をするっていうのと、それで、入札の結果で決定する、それから契約するんだと思うんですけども、そんな認識でいいですか。で、今はどの段階にいるのかというのと、この表現ではどのような表現が正しいのかっていう。ちょっと確認です、わからないので。

【片山参事】

今、あの、発注してる段階ですね。複数の業者さんに、この見積もりでいつまでに、あの、応札します……、いつ入札しますので、応札くださいという発注事務、入札事務をしているところです。で、それが……。

【坂本代表者】

発注じゃないでしょう、それは。入札公告をしてるっていうことでしょう。

【片山参事】

それがですね、えーと、入札が終わりましたら、仮契約、本契約という形に入ります。

【邑上会長】

今が？

【片山参事】

今は、ですから、業者さんにですね、これで……。

【邑上会長】

お願い？

【片山参事】

お願いしてる状況です。

【邑上会長】

まだ、じゃ、入って、入札はこれからね？

【片山参事】

入札はしてない。これから。

【邑上会長】

それ、いつぐらいの時期なんですか。

【坂本代表者】

入札はいつなんですか。

【片山参事】

12月下旬ですね。

【邑上会長】

ああ、じゃ、それが終わったらすぐに仮契約になれる、なるってことですか。

【片山参事】

そうですね。

【邑上会長】

ああ。そのときは、何で条件？ 基本的に金額で見るとですか。

【片山参事】

金額です。

【邑上会長】

あ、もうどの業者も、何だ、あるレベルでっていうことなので、どこでも大丈夫だから金額で見るという。わかりました。まあ、じゃ、ここが微妙なのね。入札事務って書いてある。

【片山参事】

微妙ですね、これ、表現がね。

【坂本代表者】

すいません、質問なんですけれども、あの一、契約の附帯条件としてですね、例えば、その一、都市計画決定とか、あの一、建築審査会の、あの一、要するに、決定がなければ、あの一、あるまでは、あの一、契約、あの一、せずに、あの一、履行することはないみたいな附帯条件はつけられるんですか、そうした場合に、でないと、契約違反になるじゃないですか、下手に期日を決めてしまえば、業者も準備の都合もありますよね。特に人手の都合とかもどんどん変わってきますんで、そういう附帯条件もつける、つけたほう……、もし契約するとすれば、あの一、そこまでは、あの一、条件、附帯条件というのをつけて、あの一、両方ともクリアするまでは、あの一、契約は履行しないというようなのはつけるつもりですか。

【片山参事】

今、坂本さんおっしゃった条件というのは、あの一、契約上はつける予定がありません。予定がないっていうか、もうそういう条件で仕様書を業者さんに今、見積もりをお願いするのに、え一、

投げてるって言ったら変ですね、あの、提供している状況なので、もうそれは変えることはできません。ただ、ただですね、あの、1月下旬本契約というふうにありますけれども、これは、あの、議決をいただかないと契約できませんので、えー、そういう面ではですね、何ていいますか、公平性というのは確保できるのかなと、公正、公平性っていうのは、えー、判断していただく機会があるのかなというふうに思っております。

【坂本代表者】

それは組合側の意見であって、契約というのはあくまでも双務契約ですからね、だから、相手方もあるわけなんです。だから、あのー、契約はしたけれども、いつまでたっても履行されないという話になったら、業者側は損害をこうむることになるじゃないですか。だから、そういう附帯条件をつけないと、契約というのは危ないんじゃないかなと。だから、違約金を下さいといったら、払わなきゃいかん。そういうのもわからないでやってんの？ 何かぼんぼこぼんぼこやるのはいいけれども、あのー、合意も同意もできないでやろうとしていること自体が間違ってるわけですから、そこを強引にやったら、まあ、要するに、首を洗って待っていたほうがいいんじゃないですか。

【小川専任者】

まあ、マイクは、発音が悪いから。片山さんが今おっしゃったことは、おかしいですよ、ほんとに。その、まあ、私はこれはね、反対なんだけど、契約するときに、その、さっき坂本さんがおっしゃったように、附帯条件がつかないという、書かないというのはおかしいですよ。えー、都市計画決定がまだなされてないのに契約する。もう同時進行と言うんだけど、もしこれが否決された場合どうするんですか。普通、あのー、ここにいらっしゃる方は、例えば土地をかうと。銀行の融資をすると。で、融資がおりないときには、あのー、その契約は、あのー、無効に、あのー、白紙に戻しましょうという附帯条件をつけてやるじゃないですか。そんなのが普通なんです。それを、都市計画決定がまだなされてないのに、それも附帯条件にならないで、もし都市計画決定がなされないで、それがね、ほごになったら、契約したら、その、違約金とかいろんなもの、あの、膨大なお金がかかると私は思うんですよ。それを知らないで契約するっちゃうことはおかしいですよ。

【森口専任者】

はい、1つ……、森口です。1つ確認させてください。えーと、これ、補正予算でやった金額が、また契約後に上がるってということもあるんですかっていうのが1つと、その、もし、その、また上がるって、補正予算でやった契約で落札されても、その後また、あの、足りない、どうだということでするずる上がる可能性があるのかないのかってということプラス、その、あるって、上

がることもあるんだということを前提に、その、えーと、附帯、附帯契約なり何なりをしないで、安い予算で落とさせて進めてるっていう、じゃないかって、こう、うがった見方をしてしまうんですが、いかがでしょう。

【坂本代表者】

給食センターがそうだよ。

【小川専任者】

それにちょっと、あの一、つけ加えをするとね、うー、皆さんも、あの一、何か建物とか工事とかやったことが、経験ある人は、あの一、思い出すと思うんですけども、必ずこういうものはね、追加工事というのがあるんですよ。追加工事は必ず出てくるんですよ。それが、今、あの一、森口さんの言われた、それ以上にあるのかないのか、それ以上に上がるのか、それが聞きたいと今、質問したと思いますよ。

【片山参事】

えーと、今、上がるか上がらないかという話をすれば、上がりません。これを上限額として、あの、入札をしますので、えー、これ以上のことはありません。ただ、追加工事が絶対ないのかっていうと、絶対とは言えないですね。新たな条件が出てくれば、まあ、多少の追加工事は出てくる可能性はあります。

【小川専任者】

ほとんどね、追加工事が多いんですよ、建設工事。

【邑上会長】

邑上です。あの、もう大分時刻過ぎましたので、ちょっと1点だけ、あの……。

【岡田専任者】

私も3点質問させて。そんな難しいことじゃないけど。

まずこの2つの資料は、ここだけの資料？ ほかにどっか外で使うっていうことありますか？ この今やってる仕様という、補正予算という、これ、書かれてる資料は、要するに、この会議だけの使う資料なのか、それとも？ ここだけで使う資料であれば、別に、まあ、議事録だとか、ボイスの中での議事録で全部わかるんですけど、これ、外に出されると、森口さんが言われたような訂正が必要になってくるんで質問してます。簡単に教えてください。

【伊藤課長】

もうこちらの資料につきましては、えーと、先日の定例会、議会のほうで出した資料でございます。

【岡田専任者】

出しちゃった資料？

【伊藤課長】

出した資料です。同じものです。

【岡田専任者】

ああ、そう。ということは、今後それ以上には使わない。いや、というのはね、これをまた利用してほかの会議に使うということであれば、今きょう議論したような内容について訂正をしていただかないと、これは困るのかなと。内容についてはまだいろいろあるのでですね。でも、これで、えー、これで没ですよっていうのであれば、出しちゃったのはしゃあないとは皆さんなかなか言わないんでしょうけれども、えー、どうなのかなという形が1点目。

それから、あー、3点あります。2点目がですね、スペックのほうの文書、4ページなんですけれども、6の(4)施設稼働にかかわる悪臭対策ということで、えー、この一番下段のほうで、また、臭気の漏えいを防止するために、プラットホームの出入り口扉には、エアーカーテンを設置するというのは、出入り口扉、ハード的な扉があって、なおかつエアーカーテンがあるという理解でいいですね、これ。ということですよね。出入り口っていうことは、出口側も入り口側もありますよという。で、重要なのはですね、臭気・VOC対策で、いわゆるプラットホームとビットの低圧化やりますよね、これ。それがちょっと抜けてると思うんですよね。要するに、チャンバーについては、えー、外気に対して低圧化しますよという話をされてるんで。で、これ、これだけ見ると、そういうことが、あの一、1行も入ってないんで、ちょっと確認というか、それ、やるということであれば、それはそれで議事録に書いときますけれども、がゆえに、これをほかに使われた場合ですね、ちょっと問題あるかなというふうに考えますけど。

それと、えー、3点目、えー、補正予算のほうで、これ、私が非常に、えー、あほうだからなんですけれども、4ページ目のところで、えー、分担金の影響額ということで、えー、まあ、委託費増額分を含んだ場合、えー、小平さん2億8,000万、東大和市1億2,000万、武蔵村山さんも1億2,000万、トータル、合計5億2,700万なんですけれども、これは増額分がこの金額ってことなんです。で、知りたいのは、じゃ、トータル、各市の負担は何ぼかいなというのをちょっと、どこ見てもよくわからないので、今じゃなくてもいいです。これ、来週でも、あ、来月の打ち合わせでもいいですけども、おのおの市が負担する増額分を含めての金額は何ぼかというのはちょっと知りたい。以上3点です。

【片山参事】

えーと、この資料をほかに使うのかという、まず1点目のご質問ですけども、今のところ使う

予定はありません。えー、議会でも説明いたしましたし、えー、それから、この協議会でも説明させていただきましたので、えー、今後は使う予定は今のところありません。

それから、えー、施設の稼働に伴う悪臭対策のところ、エアーカーテンは、えー、プラットホーム出入り口扉とともにつけるのかというご質問ですけども、プラットホーム出入り扉も設け、出入り口扉も設けますし、エアーカーテンも設置をいたします。両方設置をいたします。

それから、3点目の今、負圧化のところは抜けてるではないかというご質問でございます。確かに記述は、あの、ございませんが、えー、建物内部の負圧化は当初の予定どおり行います。

【伊藤課長】

あ、すいません、最後の、あの一、各市トータルのというところで、すいません、ちょっと、あの、資料、今、手元に持ってこなかったもので、すいません、今はちょっとお答えできません。

【岡田専任者】

じゃ、来月教えてください。そういうことで。

【邑上会長】

はい、邑上です。先ほど岡田さんの、その仕様については、まあ、これは概要だから、その、負圧については載ってないけど、ほとんどの仕様には載ってるっていう意味ですよ。

【片山参事】

はい。載ってます。

【邑上会長】

はい。私もお聞きしたかったのは、あの一、岡田さんと一緒ですね、あの一、負担額の、あの一、本当の負担額が見えないなと思ったので、こういう表記だとちょっと勘違いしてしまう人も出てしまうかなと思いました。ですので、こういう表現をするときには、あの一、まあ、通常、多分、増額は幾らか、プラス幾らとか、マイナス幾らっていうのと、実際のほんとの額が幾らっていうのは多分通常出すかと思うので、今回の宿題としては次回提示していただきたいんですけど、今後こういう資料つくるときには、あの、当然だと思うので、そういうことは盛り込んでいただけないとやっぱり理解しにくいかなと思いますので、よろしくお願いします。

あとですね、ちょっと確認なんですけど、あの一、最初の都市計画決定の話はしつこく話が出てたんですが、えーと、住民の、その、同意等は不要だということだったんですが、そのことが何かわかる、我々がわかる、理解できる資料というのがないのかなということで、あの一、そういう資料の提示をお願いしたいと思うんですけど、可能でしょうか。

【坂本代表者】

可能よりもやってほしいですね。

【片山参事】

同意が必要であれば、同意が必要であるという文章はあると思うんですけど……。

【坂本代表者】

だから、同意書っていうことで出してもらえばいいじゃないですか。

【片山参事】

同意が必要であるという文章はないんですよ。

【坂本代表者】

でないと、東大和市の都市計画審議会でも、どう判断していいかわからないじゃないですか。住民が同意もしてないのを、はい、いいですよって出せます？ そこを言ってるんですよ。紛争のもとになるから、同意書を出しなさいということは書いてある。

【邑上会長】

不要だと書いていない、なんて書いてあるかちょっとわからないんで、解説をしていただきたいなど。今だと分かんないみたい、分かんない状態、分かってるかもしれませんが、まあ、我々私も含めて分かってない状態なので、書いてる、書いていないとか、ちょっとどこかで説明いただければ。

【坂本代表者】

会長、そこが肝だと思います。

【邑上会長】

あの一、確かに必要だって書いてないとすると、あの一、書いてないっていう、全文見なきゃいけないって話かもしれませんが、少なくとも、どうなってるかがわからない。その法律が何かもちょっと私、わかってないんですけども、あの一、そこが、どの法律にどういうふうに、ええ、書かれてる、書かれてないっていうことをちょっと説明していただいたほうがいいかなど。同じことになっちゃうので、何かしらちょっと検討していただいて。

【小川専任者】

それともう1つは、東京都からのね、要請で、あの一、そういう理解を得られるように努めなさいということを真摯に受けとめなきゃダメですよ。

【坂本代表者】

そうですね。

【松本ごみ対策課長】

今、会長からの質問は、今、片山から説明あったように、あの一、合意とらなければいけない、まあ、とりなさいよって明文化はされるんですよ。ただ、まあ、正直申し上げて、そこら

辺がないんですね。で、今、東京都から言われてるのも、えー、東京都、まあ、具体的にもっと詳細はこれから詰めるんですけど、今のところ、私が東京都さん行った中では、同意・合意っていう話というのは一切出てなくて、あくまでも、えー、地域住民に対して、えー、丁寧に説明しろっていう、えー、ご指導は受けてるっていうことなので、まあ、当然それは指導があるないにかかわらず、まあ、そこは市としてね、当然取り組まなければいけない、あの、部分だというところで今、認識して動いてますので、えー、その辺の同意・合意が必要がないっていうことがわかるものというのは、ちょっとそこは、あの、東京都にも含めて確認しますよ。

あの一、少なくともね、その昔、まあ、ほんとに昔の話ですけど、要するに、補助金をいただく時代は、要するに、補助金を国が支出するに当たっては、地域住民の同意があることっていうのは明確にあったので、補助金をもらう上で同意をとってたということはかつてはあったかと思うんですね。ただ、それは施設を建設することについての同意ではなくて、どちらかというと、補助金をいただくということの趣旨で、あの一、うたわれてたような部分なんですよ。

ただ、今もう時代が変わって、えー、補助金っていう制度でなくて、今、交付金という形なんです。事業全体について、えー、国が、えー、一定割合を、まあ、今回の場合でいくと3分の1ってことになるんですけど、えー、交付金制度のもと交付を、お金を受けるというふうになってるんで、で、その中ではないっていうことなんですよね。なので、あの一、どちらの意味でっていうのもあるかと思うんです。その、そもそも同意・合意っていうのが、えー、国の補助制度時代に補助金を国が出す上でね、裏づけとしてよこせという言い方ちょっと語弊があるけれど、言われてた時代が過去にあるのでね、だから、それについてちょっと、えー、これ、ちょっと東京都に確認はしときます。

【岡田専任者】

じゃ、松本さん、じゃ、それについては、議事録上、そのような文書、公的な文書があるか東京都に確認しますって入れちゃっていいですね。

【松本ごみ対策課長】

ああ、いいですよ。

【岡田専任者】

はい。

【邑上会長】

では、そうですね。

【岡田専任者】

もう1点。あの一、森口さんね、森口さん、この2つの文書についてはもうこれ以上使わない

ってということだから、文書の訂正、先ほどおっしゃられましたよね。それはいいです？ やらなくて。

【森口専任者】

はい。

【岡田専任者】

いいですね。

【森口専任者】

どうですか。あのー……。

【岡田専任者】

もう本当に出さないってことは、もう紳士協定なので、あのー……。

【森口専任者】

議員に配付し直してというのはなしで。いいですか、岡田さん。岡田さんは。

【岡田専任者】

いいです。私はいいです。

【森口専任者】

はい、じゃあ、いいです、はい。

【岡田専任者】

じゃ、いいですね。

【森口専任者】

はい。

【岡田専任者】

ということで。

【邑上会長】

じゃ、その一、今、その一、森口さんの要望と、まあ、今までもいろいろありますけど、それに関しては今後もまたいろいろな文書が出てくるとは思う、つくると思うので、そのときにはちゃんと配慮してほしいってことが前々からいろいろ要望あるので、あの……。

【岡田専任者】

今後は配慮した……。

【邑上会長】

考慮してほしいってことでいいと思うんですね。

で、先ほど合意書、要らないって書いてないとしたら多分書いてないと思うので、合意書が要

るって書いてなければ、そういうことだっていう理解でいいです？ ですよ。ですよ。

【松本ごみ対策課長】

そうです。

【邑上会長】

なので、もしかしたら、最悪、その、何か全文を見なきゃいけないのかもしれないですし、その、何か法律があるとしたらですよ。なので、それはそれで、ちょっとどういう表現だと我々が理解できるのか、ちょっと検討していただいて……。

【松本ごみ対策課長】

ちょっとそこは、あの一、東京都とちょっと……。

【邑上会長】

はい、そうですね。ちょっと検討してください。はい、すいません。

【松本ごみ対策課長】

また次回に間に合えばというところで。

【邑上会長】

はい。

【坂本代表者】

あ、ちょっと、あの一、会長、あの、1つだけですから。

【邑上会長】

はい。

【坂本代表者】

あの一、ウィキペディアで、あの一、地区計画等の策定と施工ということで、地区計画の策定ということで、あの、地区計画は土地利用に関しての詳細な計画であり、土地の権利者に新たな制限を加えることになるため、権利、あの一、関係権利者の合意を得たものでなければならない、このように書いてあります。

【松本ごみ対策課長】

会長、ごめんなさい。今のは地区計画の話なので、ちょっと中身が全然違うんで。これは例えば……。

【邑上会長】

まあ、それまたちょっと。もう遅いので。

【松本ごみ対策課長】

いや、ちょっとこれはもうちょっと誤解なんで。

【邑上会長】

ああ、ですか。じゃじゃじゃじゃじゃ、はいはい。

【松本ごみ対策課長】

要するに、イトーヨーカドーと、えー、マンションを4棟建てた桜が丘二丁目の地区計画、あいつた地区計画の網をかける際のお話ですので、私どもが、えー、廃棄物処理施設をつくるための都市計画のという話とは全然別でございます。

【邑上会長】

別。わかりました。

【坂本代表者】

都市計画も同じようなもんだよ。

【山崎専任者】

すいません。すいません。時間ないんですけども、前回協議会で、あの一、ごみ量予測について、あの一、協議会の中でね、なかなか説明もされてないし、で、要求質問事項出しても、その回答も、回答についての説明もされてないということで、別の機会を設けてですね、で、その結果を次の協議会、きょうですけども、報告して、皆さんと協議してもらおうって話になったと思うんですけども、その協議会終わった後に松本課長と調整してくださいっていうことだったので、まあ、協議会終わった後、外で話をして、えー、日程まで決まりました。

で、そのときに一応私も条件として出したんです、3点ほど。で、その3点は、あの一、組合と3市の担当者は出てくださいという話をしました。で、会議録は残してください。それと、資料要求があった場合は速やかに出してくださいと、そういうお願いで一応松本課長からは了解もらいました。その後、日程を24日にしましょうねっていうことで話はまとまって、で、えー、一応念のために、あの一、何点か片山さんのほうに、あの一、連絡をしたんですけども、回答がですね、あの一、24日にやる予定だった話し合いが、これは、その、協議会という位置づけはとっておりません、ゆえに会議録は作りませんっていう話になっちゃったんですね。で、私、それじゃあ、会議録つくらないでいろいろなこと言ったって、結局残らないものであればやりませんって話で結局やんなかった。とりあえずそれが報告です。本来、きょうやるっていうことだったんですけど。

ただ、何で会議録つくらないのかっていうよりも、連絡協議会の位置づけをとらないのかっていうことを、片山さんに、誰が決めたんですか、その理由は何ですかってメールで、あの一、質問してるんですけども、その回答すら来てない。ただ、協議会としての位置づけとは考えておりません、ですから、会議録は作りませんという返事は来てるんですね。だから、そういうこと

だとね、結局はあしき前例ですよ。もしまた今後こういうことがあるかどうかわかりませんが、こういう形で、その、協議が進まない内容があったときに、じゃあ、別の機会で行きましょうといったときに、また会議録つくらないんで、こんなの協議会でないんだから適当な話するだけだよっていう場になっちゃうじゃないですか。そういうつもりじゃないですよ。

私は、だから、4団体を全てそろえてくださいって話をしてるんです。で、それ、みんな、あの、来てるわけですよ。片山さんも含めて、伊藤さんでしたっけ、と、あと、3市の担当者が来ることになって、で、私と、あと、有志の方、参加出られる方が複数名いたんですけども、そういう日程まで流してて、で、結局最後、会議録つくらないから、協議会の位置づけじゃないからってひっくり返されたんですよ。どういうことなんですかね。誰が決めたんですか。片山さん、教えてくださいよ。

【片山参事】

協議会とは別にやりましょうというお話でしたよね。それに、協議会でしたら、全体が集まっているのが協議会じゃないでしょうか。

【山崎専任者】

だって……。

【片山参事】

私ども提案したのは、議事録はつきりませんが、要録はもちろんつくらなくちゃいけない、決まったことはつくらなくちゃいけないという認識でいましたし、それから、もう1つ提案したのは、傍聴はどうですかということについても、傍聴も考えずに一緒になって議論したらどうですかと。ですから、ふだんこの協議会の中で議論で、あの、議論できないことを議論するわけですから、えー、3市4団体の課長もそろいました、日程もそろいましたし、問題なのは議事録だけの問題ですよ。

【山崎専任者】

いや、協議会の位置づけじゃないってどういうことなんですか。臨時の協議会ってという意味じゃだめなんですか。

【片山参事】

臨時の協議会って認識ではなかったってことです。

【山崎専任者】

だから、ここで協議会でできないから、時間がなくてできないから、別途やりましょうと言ったら、当然、協議会の延長じゃないですか。その、これが終わってね、あの一、前回の協議会でも何か片山さん変なこと言ってましたけども、下行ってたばこ吸いながら話したのはね、2人で

話し合いしたじゃないかって、それと同じような感じになっちゃうじゃないですか。平行線だねなんて言われたって、何言われてるんだかよくわかんなかったですけど。

【坂本代表者】

めちゃくちゃに。

【山崎専任者】

ね。だから、ここでできなかったんだから、時間を別にとってやりましょうって言うてるのに、協議会という認識がない……。

【片山参事】

ここでやったらどうですか。

【山崎専任者】

そうでしょう、だって、そう書いてあるじゃないですか。

【片山参事】

ええ。

【山崎専任者】

だって、おかしいじゃないですか。

【小川専任者】

ここでやったらいい。

【片山参事】

やったらいいじゃないですか。

【森口専任者】

そう言うてるでしょう、私たちはいつも。

【山崎専任者】

それを説明され……、説明もされてないし……。

【森口専任者】

それをほかでやれ、ほかでやれって言うから。

【山崎専任者】

で、自分が、私が出した要求リストについて、その、回答はあるけども、説明もされてないですよ。で、説明されてないから、次、私は疑問に感じて、同じ項目を違う質問で出してるんですよ。それがやっと出てくるような感じじゃないですか。それすら、あの、説明もしてないんですよ。だから、ここでできないんだから、別の機会を設けまして提案したんですよ。そしたら、皆さんオーケーだっていう話じゃないですか。言ってもいないのに、そんな位置づけじゃないな

んで今さら言わないでくださいよ。

で、次回、もうどうなんですか。これから今後こういうことがあったときは、臨時でやっても会議録はつくらないってことなんですか。いや、つくらないんだったら……。

【邑上会長】

ここで言ってる会議録がどういうものかっていう話はあると思うんですけど、まあ、1つは、今録音してる状態のものを使って全文録っていったるもの、それと、あとは、こういう板書などして、それから、そこから起こす議事録があると思うんですけど、山崎さんとしては、今それはどういうふうに考えてますか。

【山崎専任者】

私は全文録です。

【邑上会長】

ああ、そうですか。

【山崎専任者】

で、24日にやって、で、全文録の会議録ができないから、それだったら、その、きょうの間に合うように要録をつくりましょうっていう提案したんです。要録があるからいいやっていったって、会議録結局つくらなかったら、細かなことは全然わかんないじゃないですか。だから、今後どうすんのかね。

【邑上会長】

そうですね。まあ、きょうこの時刻でさらにその話を詰めてもあれなんで……。

【山崎専任者】

うん、してもしようがないんですけども、次回……。

【邑上会長】

私も、あの一。

【坂本代表者】

次回やりましょう。

【小川専任者】

次回やりましょう、次回。

【邑上会長】

協議会の、あの一、臨時で回数ふやしてやる位置づけだと私は思ってましたけれども……。

【山崎専任者】

ですよ。そういう話でしたよね。

【邑上会長】

ちょっと、えーと、その全文録に関して、まあ、予算の関係があるのか、ちょっと何があるかわかりませんが、まあ、そこについてはまたちょっと別途調整して。まあ、この会と別にやることになったときにはそこをどうするかと。で、もしそれがやらないんだったら、まあ、この場でやるしかないと思いますんで、今のところだと、まあ、次回やるって話になると思うんですね。

【山崎専任者】

次回ずっと、ずっとというか、ね。

【邑上会長】

ただ、前回話あったのは、多分、その、細かな話になる、数字とかいろいろ細かな話になるので、別途やって、その内容を報告しようという流れだと思うので、僕は別にやったほうがいいかなとは思いますが。それはちゃんと協議会……、別ってというのは、この毎月のこの時間帯じゃないところでやっていくと。のほうが……。

【山崎専任者】

別途ですよ。そうすると、協議会じゃないって話になっちゃうじゃないですか、今の発言だと。

【邑上会長】

協議会という認識でしたけど、そこが合わないなら、もうこここの場でやるしかないということですね。

【山崎専任者】

やるしかないですよ。じゃ、それをはっきりしないと、結局、皆さんだって予定、まあ、各市の担当の人だってね、24日にやろうといたらやっぱり予定組むわけですよ、夜の7時にね。

【邑上会長】

私も行こうと思ってましたけどね、はい。

【山崎専任者】

ね。それが22日になっていきなり、ああ、だめだよって話になっちゃったら、予定も組めないし、我々だって同じですよ。

【邑上会長】

あの一、ちょっときょうはこの話で、こう、ちょっとこう。もう40分になっちゃいますので……。

【山崎専任者】

きょうはね、こういうあれなんで……。

【邑上会長】

もうちょっときょうは終わりにしましょう。

【小川専任者】

じゃ、次回。

【山崎専任者】

次回やらせてください。次回ね、一番で。

【小川専任者】

また同じ。

【邑上会長】

えーと、次回、そうですね、やる予定にしましょうか。で、一応ちょっと確認、確認です。あの一、宿題幾つかっていうの、一応確認。多分大丈夫だと思うんですけど。

最初に、その、基本事項確認書に関しては、ホームページに掲載するということで、方法などについては、細かいことはちょっとまた検討しますっていうことになってると思います。

えーと、あと、都市計画決定の詳細スケジュールなどがわかるような資料が欲しいって話になってるかと思うので、そこも対応していただくと。

あと、都市計画決定ですね、その、同意書が要るか要らないかっていうことがわかるようにしてほしいっていうので、まあ、何かしら確認通していただく。

【松本ごみ対策課長】

都市計画決定は同意・合意って話じゃないんですよね。

【邑上会長】

でも、それに要るんじゃないか、要らないとかっていう話になったんで、それが。

【松本ごみ対策課長】

いや、施設建設に当たって同意・合意って話。

【坂本代表者】

松本さん、そういうのは調べてから言いましょう。

【邑上会長】

いや、都市計画決定に要るんじゃないか、要らないって言ってたんだと思った。

【松本ごみ対策課長】

いや、要らない。

【坂本代表者】

要らないっていう根拠は何かあるのか。

【小川専任者】

それを言ってください。

【邑上会長】

要らないっていうか、要らないという……。

【松本ごみ対策課長】

じゃ、それだけ説明しちゃって。

あの、すいませんが、あくまでも都市計画決定というのは、今回のケースでいうと、東大和市が決定をするんですよね。なので、あのー……。

【坂本代表者】

東大和市都市計画審議会が決定する。

【松本ごみ対策課長】

都市計画審議会というのは市長の附属機関でありますので、えー、諮問に対して答申をもらうという。そこで答申するものを……。

【坂本代表者】

それわかってますよ。それくらいはわかってますよ。

【松本ごみ対策課長】

なので、都市計画決定する上で同意・合意というのは、それはもう明らかにない話なので、私がか先ほど申し上げた話では……。

【坂本代表者】

明らかにないっていうのは、ないっていうの証拠を出してみてください。

【松本ごみ対策課長】

全然ないという、そういう意味です。

【邑上会長】

その、明らかにないのが、何をもとにやってるかわからないから、ちょっと説明いただける何が欲しいって言うてる。

【小川専任者】

なかったらなくて出せばいいじゃない。

【松本ごみ対策課長】

都市計画決定というのは、今回のケースで東大和市が決定をする。ということは、東大和市長

が決定するんですね。

【邑上会長】

いや、それはわかる。

【坂本代表者】

市長が決定するけれども……。

【松本ごみ対策課長】

その市長が決定する上で……。

【坂本代表者】

諮問した諮問機関は、じゃあ、どういう立場なんですか。

【松本ごみ対策課長】

えー、自分の諮問機関である都市計画審議会の意見をいただいて、それを踏まえた上で首長としての判断として最後、決定をするというのが都市計画決定ですから、ですから、同意とか合意っていう話が入ってこないということです。

【坂本代表者】

都市計画審議会がどのような判断するかっていうのに必要だって言ってるわけ。よく理解してないで言わないでくださいよ。時間の無駄だから。

【邑上会長】

えっとー、じゃ、それはそれで。

えーと、あとですね、連絡協議会に参加しない団体への個別訪問について、内容確認したいっていう話があったと思ってます。あとは、その、個別訪問を、えー、我々の、その、地域委員も含めてですね、できるようにってことで今後検討するっていう話をしたと思ってます。

以上ですけど、大体いいですかね。はい。

じゃ、ですね。

ちょっと次の1枚だけあるんで、一言軽く説明してもらって、一旦終わり、きょうこれで終わりにしたいと思います。

【片山参事】

すいません、遅くに。えーとですね、私どもの中島町のごみ焼却施設、えー、こちらを今、検討に着手したところです。今年度から来年度にかけまして、ごみ処理事業……、あ、ごみ処理施設整備の基本計画をつくるという作業をしております、えー、その中に、その中で検討するに当たってですね、市民の方に入っていただいております、まあ、懇談会って形なんですけども、えー、意見を聞く場を設けたいというふうに思っています。結論からいいますと、えーと、会長にで

すね、この桜が丘の会長にそのメンバーに入っていただきたい、あて職で入っていただきたいということです。

で、検討内容は、えー、ごみ処理施設、ごみ処理減、ごみ減量施策の推進に関すること、それから、ごみ焼却施設の基本制度に関すること、えー、資料に書いてあるとおりでございます。えー、懇談会のメンバーにつきましては、中島町の協議会から4名、それから、資源物処理施設の地域連絡協議会、ここの会から会長さんに1名、それから、3市組織市の廃棄物減量等推進審議会、こちらの会長さんを各1名、で、有識者を2名、合計10名で構成して、えー、平成28年12月、今月からですね、さっそく19日から、えーと、今予定しておりますけど、12月19日から平成30年の3月末までということをお願いしたいというふうに思います。以上です。

【邑上会長】

私、19日はちょっと東京いないので、参加できないんですけど。えーと、ちょっと決まってるわけではないと思ってますので、ちょっとこの話はまた、えーと、したい、あの、事務局のほうと話したいと思います。

それですね、次回。次回は、えー、1月14の土曜日ですね、の午後6時半からということ、また桜が丘市民センターになります。

えー、すいません、きょう大分遅くなってしまいました……。

【松本ごみ対策課長】

会長、ごめんなさい。次回、ちょっと長引きそうなので、会場を衛生組合にしてもらえますか。じゃないと、あの一、先ほどの話も含めて、全てここの場で議論となると、まずもって時間的に難しいですよ、次回。

【邑上会長】

いや、まあ、いいんじゃないですか、別にそれは、ここで。

【松本ごみ対策課長】

いやいや、よくないです。だって、話全部はしよるようになっちゃう。

【邑上会長】

いやいや、終わらなければ継続するしかないと思いますんで。だから、ほんとはそうじゃないために、別の場でやって、詳細をやって、この場で話しするっていう……。

【松本ごみ対策課長】

いや、だから、そこの話の整理もするには、次回時間がかかりそうなので、申しわけないんですが、一度は衛生組合の会場にしていきたいというふうな。

【坂本代表者】

そういうのは会長の意見に従いましょう。

【邑上会長】

じゃ、このまま続けましょう。これで行きましょう。はい。その次に何かやるときにはそういうことを検討するということにしたいと思います。

【松本ごみ対策課長】

じゃ、すいません、きょうは皆さん、自分の椅子は全部、あの一番奥の角に戻してください。すいません、もう時間がございませんので。

【邑上会長】

はい、片づけ、じゃ、手伝ってください。よろしくお願いします。